

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	豊. 15 大塚駅周辺地区 約 63.7ha (豊島区東部)	豊. 16 巣鴨駅周辺地区 約 23.8ha (豊島区東部)	豊. 17 駒込駅周辺地区 約 15.3ha (豊島区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。	駅周辺街区の機能更新と再編を進めるとともに、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信、居住機能など地域の活力やにぎわいを強化する多様な都市機能の集積を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	交通結節機能の強化と合わせて、土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、居住機能等の地区の個性に応じた複合市街地の形成を図る。 放射8号線沿いについては、商業・業務機能と居住機能が調和した土地の高度利用を図ることとし、その後背地では中層の住宅地の形成を図る。	土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、情報発信機能等の地域の個性に応じた複合市街地の形成を図る。	土地の健全かつ合理的な高度利用により、商業、業務、文化・芸術、交流、居住機能等の地域の個性に応じた複合市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。	建築物の更新を促進し、不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。	防災活動拠点となる広場、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)	1 公共施設整備は公共と民間との協力により行い、建築物の整備は民間が行う。 2 市街地再開発事業(予定)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 2、板. 1 浮間舟渡駅周辺地区 約 20.1ha (北区北西部、板橋区北東部)	北. 5 田端地区 約 7.5ha (北区南東部)	北. 7 北赤羽駅浮間口周辺地区 約 3.9ha (北区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅周辺地区にふさわしい市街地の形成を図るとともに、地域特性を生かした活力あるまちづくりを進める。	公共施設を整備改良し、良好な市街地を造成することにより、住みよいまちづくりを進める。	駅周辺地区にふさわしい土地の合理的な高度利用を促進し、活気ある良好なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区計画に基づいて駅前は商業、周辺は住商及び住商工の共存する調和のとれた土地利用を図り、一体性のある合理的な土地の高度利用を促進する。	環境の良い住宅地及び商業地として、土地の有効利用を図る。	地区計画に基づいて、住宅と商業などの調和のとれた土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づいて駅周辺にふさわしい建築物の更新を誘導し、良好な街並みの形成を図る。	良好な住環境を形成し建築物の更新を促進する。	地区計画に基づいて、駅周辺にふさわしい建築物の更新を図り良好なまちなみの形成を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	小公園の設置及び区画道路並びに歩行者通路を整備する。	補助92号線及び区画道路の整備と公園の整備を図る。	区画道路の整備を図り、道路の行き止まりの解消に努める。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は主として公共が行い、建築物の整備は地区住民が主体となって定めた地区計画により民間が行う。 2 市街地再開発事業（完了） 4 地区計画（決定済み） 街路整備事業 補助 157 号線（完了） 5 都市防災不燃化促進事業（完了）	1 公共施行の土地区画整理事業により、公共施設の整備と宅地の利用増進を図る。 2 土地区画整理事業（完了） 4 地区計画（決定済み） 街路整備事業 補助 92 号線（一部完了） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 地区計画に基づき民間建築物の整備を図る。 4 地区計画（決定済み） 街路整備事業 補助 157 号線（完了）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 8 環状 7 号線沿道地区 約 13.3ha (北区中央部)	北. 9 豊島地区 約 12.0ha (北区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による障害を防止し、大規模な地震等により発生する火災からの安全性を確保するため、沿道の適正かつ合理的な土地利用と建築物の不燃化を促進し、地区の住環境改善及び防災性の向上を図る。	大規模工場跡地を中心に、良好な住宅供給を行うとともに、業務機能の立地及び公共施設の整備を総合的に行う。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	沿道に騒音に対する遮音効果のある中高層の建物を配し、不燃化及び共同化を進め、土地の有効利用を図る。	住宅と業務施設との調和をとり、併せて土地の高度利用を図りながら、水辺空間を生かした歩行者空間の整備を図る。
c 建築物の更新の方針	沿道環境整備事業と都市防災不燃化促進事業により、建物の更新及び共同化を促進する。	都市型住宅及び業務施設等の建設により建築物の高層化を図るとともに、木造建築物の不燃化、及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状 7 号線及び区画道路の整備とともに、沿道環境の向上のための緩衝緑地、公園等の整備を図る。	地区内幹線道路、公園及び高規格堤防の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 街路整備事業等により公共施設の整備を図り、不燃化、防音構造化等については沿道地区計画により誘導し、建築物の整備は民間の更新時に実施する。 4 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済み） 防災街区整備地区計画（決定済み） 街路整備事業 補助 73 号線・補助 83 号線（事業中）・環状 7 号線（一部完了） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 防災生活圏促進事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 再開発等促進区を定める地区計画により、公共施設の整備及び住宅の建設を促進する。 また、民間の施設建築物については、計画的な誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 都市計画緑地（決定済み） 公園事業（完了） 5 住宅市街地整備総合支援事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号	地区名	北. 12 十条地区
面積 (ha)		約 126.4ha
(おおむねの位置)		(北区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害危険度の高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図り、災害に強い、安全で快適なまちづくりを進めるとともに、商業活性化を含めて地区の整備を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅前地区や幹線道路沿いでは、適正な土地の高度利用を図りつつ、商業、業務及び住宅の調和を図る。木造住宅密集地域では、住宅系を中心とした低中層建築物主体の土地利用を図る。	
c 建築物の更新の方針	駅周辺地区、幹線道路沿いでは、不燃化及び高層化を図り、木造住宅密集地域では、共同化・協調化を誘導しつつ、不燃・耐震建築物への更新を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助73号線、補助83号線、補助85号線、補助87号線、主要生活道路、北区画街路7号線、鉄道付属街路及び公園の整備を図るとともに、道路と鉄道の立体交差化を促進する。	
e その他	1 行政は、まちづくり全体協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃・耐震建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。 2 市街地再開発事業（決定済み） 3 地区計画（決定済み） 4 沿道地区計画（決定済み） 5 防災街区整備地区計画（決定済み） 6 防災街区整備事業（予定） 7 都市高速鉄道 東日本旅客鉄道赤羽線（連続立体交差事業）（予定） 8 街路整備事業 補助83号線・補助87号線（事業中）・補助73号線【特定整備路線】（一部事業中） 9 都市計画道路 補助83号線・補助85号線・北区画街路7号線・鉄道附属街路1～6号線 10 沿道環境整備事業（事業中） 11 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 12 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 13 防災生活圏促進事業（完了） 14 都市防災不燃化促進事業（事業中） 15 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 16 防災再開発促進地区 17 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 18 不燃化推進特定整備地区	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 14 赤羽駅東口一番街地区 約 1.7ha (北区北部)	北. 15 志茂東地区 約 121.2ha (北区北部)	北. 16 桐ヶ丘地区 約 45.2ha (北区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	区内最大の商業地にふさわしい活気と魅力ある広域商業地区に育成するとともに、西口地区と東口地区の一体化及び土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	建築物の不燃化や道路、広場等の整備を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図り、防災まちづくりを進める。	老朽化した大規模団地の建替えを推進し、居住水準の向上、高齢化社会に配慮した良質な住宅の供給、避難場所としての安全性確保、必要な公共公益施設の整備等を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の中高層化を進め、商業施設等を中心に配置して、土地の高度利用を図る。	幹線道路沿道は、延焼遮断帯を形成するため、中高層化を誘導し、不燃化促進を図るとともに、商業・工業・住宅の各用途が調和した複合まちづくりをすすめる。	周辺の環境に配慮しつつ、土地の高度利用を図るとともに、安全で快適な住環境の整備を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化と中高層化を進めるとともに、商業施設の充実・都市型住宅の供給を図る。	木造住宅密集地域の建築物は、住宅市街地総合整備事業等により建替促進を図るとともに、共同化・協調化等の建替えを誘導する。	老朽化した居住水準の低い建築物を建て替え、高齢化社会に対応した良質な住宅を供給する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路の拡幅整備を図る。	補助86号線、防災広場、主要生活道路及び細街区の整備を図る。	区画道路、公園、緑地等の整備を進め、避難場所としての機能を向上させるとともに、質の高い住環境を形成する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を行う。 2 市街地再開発事業（予定） 3 高度利用地区（予定） 4 地区計画（予定） 5 優良建築物等整備事業 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 行政は、まちづくり協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。 4 街路整備事業 放射 10 号線（一部完了）、補助 86 号線【特定整備路線】（事業中） 沿道地区計画（決定済み） 防災街区整備地区計画 防災街区整備事業（決定済み） 5 沿道環境整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（事業中） 防災生活圏促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区	1 公営住宅建替事業により、施設建築物、都市施設及び地区施設の整備を図る。 4 街路整備事業 補助 245 号線（地区内完了） 地区計画（決定済み） 5 公営住宅建替事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 17 西ヶ原外大跡地周辺地区 約 30.6ha (北区南部)	北. 18 赤羽台周辺地区 約 78.3ha (北区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	東京外国语大学跡地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進しつつ、地域の防災性の向上を図る。	老朽化した大規模団地の建替えを推進し、居住水準の向上、高齢化社会に配慮した良質な住宅の供給、避難場所としての安全性確保、必要な公共公益施設の整備等を図るとともに、周辺の木造住宅密集地域の整備改善を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	防災公園を中心に、その周辺の木造住宅密集地域の建築物の不燃化、共同化を進めるとともに、土地の有効利用を図る。 また、延焼遮断帯を形成するため、幹線道路沿道の木造住宅密集地域の建築物の不燃化、共同化を進めるとともに、土地の高度利用を図る。	大規模団地内は、周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図るとともに、安全で快適な住環境の整備を図る。特に団地東地区については、教育・文化及び中高層住宅を主体とした複合地区として土地の高度利用を図る。 補助 86 号線沿道は、延焼遮断帯を形成するため土地の高度利用を図る。 その他の地区については、周辺環境との調和をとりながら、土地の高度利用を図るとともに、住環境の改善と防災性の向上を図る。
c 建築物の更新の方針	木造住宅密集地域の建築物は、住宅市街地総合整備事業等により共同化・協調化等の建替えを誘導する。	老朽化した居住水準の低い建築物を建て替え、高齢化社会に対応した良質な住宅を供給する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助81号線、防災公園、防災広場、主要生活道路及び細街路の整備を図る。	補助73号線、補助85号線、補助86号線、補助243号線、北区画街路3号線、区画道路、公園、緑地等の整備を図り、質の高い住環境を形成する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 行政は、まちづくり協議会等を通じ、住民との協働によるまちづくりを推進する。 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。 4 防災公園街区整備事業(完了) 街路整備事業 補助 81 号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を推進し、施設建築物、都市施設及び地区施設の整備を図る。 4 街路整備事業 補助 73 号線(完了)・補助 85 号線・補助 86 号線【特定整備路線】・北区画街路3号線(事業中) 都市計画道路 補助 243 号線 公園事業(一部完了) 地区計画(決定済み) 5 機構住宅建替事業(一部完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 都市防災不燃化促進事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 19 補助88号線沿道地区 約6.7ha (北区中央東部)	北. 20 豊島五・六丁目地区 約2.5ha (北区中央東部)	北. 21 豊島四丁目地区 約2.9ha (北区中央東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上と住環境の改善を図る。 中枢広域拠点域	大規模工場跡地や低未利用地において、道路、公園等を整備し、土地の有効利用と防災性の向上を図るとともに、水辺を生かした良好な市街地環境を創出し、産業機能と居住機能が共存する複合市街地の形成を目指す。 中枢広域拠点域	大規模工場跡地において、隅田川高規格堤防の整備と都市型複合集合住宅の供給を図るとともに、道路、公園等を整備し、隣接する工業系用途の操業環境の保全に努め、複合用途としての共存共栄を目指す。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	補助88号線沿道周辺の建築物の不燃化を促進するとともに、土地の高度利用を図る。	定住人口の回復を図るため、質の高い都市型集合住宅を誘導するとともに、商業施設、福祉施設、業務施設を配置し、周辺地区の居住環境と調和した住居系複合地区の形成を図る。	地区にふさわしい土地の高度利用を図り、ウォーターフロントを生かした魅力ある複合市街地を形成するために、豊かなオープンスペースを備え、快適で潤いのある高質な生活空間の創出を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業を実施することで、都市計画道路の拡幅整備に合わせ、建築物の更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	都市型複合集合住宅、商業及び福祉施設からなる複合施設、研究・業務施設の建設により、建築物の高層化及び住居系複合地区の形成を図るとともに、周辺環境や操業環境に配慮したものとし、隅田川景観基本軸の形成に努める。	安全で潤いのある市街地を実現するために、隅田川沿いの立地特性と大規模な敷地を生かし、防災機能を持った拠点性の高い商業施設等及び質の高い都市型集合住宅の整備を行う。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助88号線の整備を図る。	公園、地区内道路、区画道路、歩道状空地等及びスーパー堤防の整備を図る。	公園、地区内主要道路、歩道状空地等及び高規格堤防の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは不燃化促進事業により民間が行う。 4 街路整備事業 補助88号線(事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 再開発等促進区を定める地区計画により、公共施設の整備、住宅の建設を促進する。 また、民間の施設建築物については、計画的な誘導を図る。 2 土地区画整理事業<敷地整序型>(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 再開発等促進区を定める地区計画により、公共施設の整備、住宅の建設を促進する。 また、民間の施設建築物については、計画的な誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 5 高規格堤防整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	北. 22 上中里地区 約 5.5ha (北区南東部)	北. 23 王子駅周辺地区 約 27.6ha (北区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	建築物の不燃化や道路の整備を図るとともに、住環境の整備と地域の防災性の向上を図る。	新庁舎の建設を契機として、駅周辺の土地の高度利用と整備により交通結節機能の強化や、商業や行政等の機能集積を図り、飛鳥山や石神井川の水と緑が調和した、歴史や文化を感じられるにぎわいのある拠点を形成する。
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿いでは、適正な土地の高度利用を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、木造、老朽建築物等の不燃化、共同化を進める。	商業・業務・住宅・行政を中心とした多様な都市機能の集積を図ることにより、魅力ある市街地を形成し、まちの原動力となるにぎわいと活力の創出を図る。
c 建築物の更新の方針	幹線道路沿いの建築物は、都市防災不燃化促進事業などにより不燃化、高層化を図る。 また、地域の建築物の共同化・協調化等の建替えを誘導する	駅周辺の一体的な整備を促進するとともに、老朽建築物等の更新及び共同化並びに高度利用、街区再編等から、良好な市街地の形成と防災機能の強化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状5の2号線、補助90号線、補助91号線等の幹線道路の整備を図る。	駅周辺の交通動線を改善し、安全な歩行者空間を確保するだけでなく、鉄道の乗換利便性向上や、交通結節機能強化を図るため、駅前広場の再編や地区幹線道路等の都市基盤整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、不燃建築物への建替えは公民の協働により民間が行う。 4 街路整備事業 補助90号線 (事業中) 都市計画道路 環状5の2号線・補助91号線 5 都市防災不燃化促進事業 (予定) 6 防災再開発促進地区	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を推進し、都市施設及び地区施設の整備を図る。また、民間の施設建築物については、計画的な誘導を図る。 3 再開発等促進区を定める地区計画 (予定) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	荒. 3 白鬚西・南千住駅周辺地区 約 99.2ha (荒川区東部)	荒. 4 南千住・荒川地区 約 95.4ha (荒川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	幹線道路の整備など防災拠点としての機能強化を進め、安全で暮らしやすい、魅力ある市街地の形成を図る。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、建築物の不燃化を促進し、都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と生活環境の改善を図り、安全で快適な住商工の調和した街並みの形成を目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	市街地の不燃化を促進するとともに、大規模工場等の土地利用転換の際に市街地環境の向上に寄与する土地利用へと誘導し、高度利用・有効利用を図る。	市街地の不燃化を促進するとともに、大規模工場等の土地利用転換の際に市街地環境の向上に寄与する土地利用へと誘導し、高度利用・有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	個別の建替えや共同化などによる建築物の更新により、老朽建築物の不燃化及び居住水準の向上を図る。	個別の建替えや共同化などによる建築物の更新により、老朽建築物の不燃化及び居住水準の向上を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助321号線及び補助331号線の整備を図る。	環状4号線、補助90号線、補助189号線、周辺の生活道路、公園、広場等の整備を図る。
e その他		
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置	1 公共施設の整備は公共が行い、不燃建築物の整備は民間が個別建替え等により行う。 2 市街地再開発事業（完了） 3 高度利用地区（決定済み） 再開発等促進区を定める地区計画（決定済み） 4 街路整備事業 補助331号線（事業中）、補助321号線（事業中）、補助108号線・補助109号線・補助189号線・補助322号線（完了） 都市計画道路 環状4号線	1 公共は、まちづくりの啓発や建替えの支援を進めるとともに、公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を推進する。 4 街路整備事業 放射12号線・環状4号線（一部事業中）、補助100号線・補助107号線・補助108号線（完了）、補助90号線【特定整備路線】（事業中） 都市計画道路 補助189号線 地区計画（決定済み）
2 市街地開発事業		
3 都市開発諸制度		
4 関連事業 (都市計画事業)		
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け	5 住宅市街地総合整備事業<拠点開発型>（事業中） 都市防災不燃化促進事業（完了） 高規格堤防整備事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）	5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 環境改善事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（一部完了） 高規格堤防整備事業 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部） 不燃化推進特定整備地区（予定）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	荒. 5 日暮里駅周辺地区 約 64.7ha (荒川区南西部)	荒. 6 旭電化工場跡地周辺地区 約 39.1ha (荒川区中央北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	日暮里、西日暮里及び三河島の各駅周辺は、土地の有効利用を進め、駅前にふさわしい施設整備を行い、地域の活性化を図る。 また、周辺市街地は木造が密集している地区的改善を促進し、安全で快適なまちの形成を目指す。	避難場所を兼ねた公園の整備及び文化施設等魅力ある施設の導入により地域の活性化を図る。 また、工場跡地周辺の不燃化を図り、避難場所の安全性の確保を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	交通結節機能や地域の特性を生かし、駅周辺における商業・業務・住宅機能の更なる集積を誘導するとともに、周辺市街地の不燃化、共同化等を図り防災機能を確保する。	公園、運動場、業務施設、浄化センター等を配置し、土地の有効利用を図る。 また、工場跡地周辺については、避難場所の安全性確保のため、延焼遮断帯の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	地域の一体的な整備を促進するとともに老朽建築物等の不燃化及び高層化を図る。	工場跡地周辺については避難場所としての機能を、十分発揮できるよう、建築物の更新により延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状4号線、補助182号線及び周辺の生活道路、公園、広場等の整備を図る。	補助193号線及び周辺の生活道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 市街地再開発事業の活用も含め、公共はまちづくりの啓発や建替えの支援を進め、道路、公園、広場等の公共施設の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部完了） 3 高度利用地区（決定済み） 4 街路整備事業 放射11号線・補助100号線・補助106号線、補助188号線（完了）、補助182号線（一部完了） 都市計画道路 環状4号線 都市高速鉄道 日暮里舎人線（日暮里・舎人ライナー）（完了） 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<都心共同型>（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部） 不燃化推進特定整備地区（予定）	1 工場跡地の公共施設の整備は公共が行い、業務施設及び工場跡地周辺の不燃化は民間が行う。 4 街路整備事業 放射11号線（完了） 補助193号線（事業中） 都市計画公園 尾久の原公園（一部完了） 都市高速鉄道 日暮里舎人線（日暮里・舎人ライナー）（完了） 5 高規格堤防整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<都心共同型>（完了） 公営住宅建設事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（一部）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	荒. 8 町屋・尾久地区 約 245.6ha (荒川区中央部)	荒. 11 荒川二丁目周辺地区 約 48.5ha (荒川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため建築物の不燃化を促進し、都市基盤が未整備な木造密集市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、住商工の調和した街並みが形成した安全で快適なまちづくりを進める。 中枢広域拠点域	町屋駅前については、土地の有効利用により良好な市街地住宅の供給と商業の活性化を図る。 都市基盤が未整備な木造密集市街地は、防災性の向上と生活環境及び生産環境の改善を図り、住商工の調和した街並みが形成した安全で快適なまちづくりを進める。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	幹線道路沿いについては、建築物の不燃化を促進するとともに、土地の高度利用を図り、住商複合機能が調和した中高層耐火建築物による延焼遮断帯を形成する。 地区内部では、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能を確保する。	幹線道路沿道については、建築物の不燃化を促進するとともに、土地の高度利用を図り、住商または住工機能が複合・調和した中高層耐火建築物により延焼遮断帯を整備する。 地区内部では、低層建築物の不燃化及び共同化を図ることにより防災機能を確保する。
c 建築物の更新の方針	個別の建替えや共同化などによる建築物の更新により、老朽建築物の不燃化及び居住水準の向上を図る。	個別の建替えや共同化などによる建築物の更新により、老朽建築物の不燃化及び居住水準の向上を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助90号線、補助193号線、周辺の生活道路、公園、広場等の整備を図る。	補助90号線、周辺の生活道路、公園、広場等の公共施設の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、まちづくりの啓発や建替えの支援を進めるとともに、公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を推進する。 2 市街地再開発事業(完了) 3 高度利用地区(決定済み) 4 街路整備事業 放射11号線・補助93号線・補助100号線・補助306号線(完了)、環状5の2号線・補助90号線(一部完了)補助193号線(事業中) 都市計画公園 宮前公園 荒川公園(事業中) 都市高速鉄道 日暮里舎人線(日暮里舎人ライナー)(完了) 地区計画(一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中)、住宅市街地総合整備事業<都心共同型>(完了)、木造住宅密集地域整備事業(事業中)、 都市防災不燃化促進事業(一部完了)、防災生活圏促進事業(完了) 高規格堤防整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制(一部) 不燃化推進特定整備地区	1 市街地再開発事業の活用も含め、公共はまちづくりの啓発や建替えの支援を進め、道路、公園、広場等の公共施設を整備する。あわせて、地区計画に位置付けられた地区施設の整備を促進する。 2 市街地再開発事業(完了) 3 高度利用地区(決定済み) 4 街路整備事業 環状4号線(一部完了)、補助100号線(完了) 補助90号線【特定整備路線】(事業中) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 都市防災不燃化促進事業(一部完了) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 6 環状7号線・川越街道沿道地区 約 74.0ha (板橋区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を促進するとともに、大規模な地震等に伴い発生する火災から避難路の安全を確保するため建築物の不燃化を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	沿道は、騒音に対する遮音効果及び延焼遮断効果を持たせる中高層建築物を配置し、不燃化を進め、商業及び業務と一緒にとなった利便性の高い住宅の促進を図り、土地の有効利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	住居系建築物の防音構造化を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	緩衝緑地及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 主たる公共施設整備は公共が行い、緩衝建築物及び不燃建築物の整備は民間が沿道環境整備事業により整備する。 4 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環状7号線」「国道254号線（川越街道）A地区」（決定済み） 地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 緊急木造住宅密集地域防災対策事業（完了） 防災生活圏促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 7 上板橋駅南口地区 約 20.3ha (板橋区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	木造賃貸住宅等の建替えを進め、居住水準の向上と住環境の整備を図りつつ、より安全で快適な魅力あるまちづくりを進める。 また、駅前地区の土地の高度利用促進と商店街の活性化、都市型住宅の充実等を図るため、市街地再開発事業を中心に整備を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅前の文化機能、商業機能の充実を図るゾーン、建てつまりを防止し防災機能の向上を図るゾーン、良好な住環境を保全するゾーン、魅力ある商店街環境を形成するゾーン、川越街道沿道の不燃化を促進し、商業及び業務系用途と住宅系用途の調和した土地の高度利用を図るゾーンごとに整備を進める。
c 建築物の更新の方針	交通広場、緑地等の都市空間の確保や、都市型住宅の供給及び共同化、不燃化等の災害に強いまちづくりを推進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路と鉄道（東武東上線）の立体交差化の促進及び補助244号線の整備を図るとともに、市街地再開発における交通広場・アクセス道路の整備、地区内幹線道路及び生活道路の拡幅整備並びに公園及び広場の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 駅前街区の一体的整備や密集市街地の改善を図るため、公共と住民による協働のまちづくりを推進する。公共は、公共施設の整備、まちづくりに関する情報提供、不燃化建替えに対する支援等を行う。民間は、主体的にまちづくり協議会等への参加・提案を行う。 2 市街地再開発事業（決定済み） 3 高度利用地区（決定済み） 4 都市計画道路 補助 244 号線（予定）・板区画街路 8 号線（予定） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画（決定済み） 地区計画（決定済み） 地区計画（予定） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区

番号	地区名	板. 8 仲宿地区
面積 (ha)		約 64.4ha
(おおむねの位置)		(板橋区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	木造賃貸住宅等の建替えを進め、居住水準の向上と住環境の整備を図りつつ、歴史的資産を生かしながら、安全で住みよいまちづくりを進める。	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	街区単位の共同建替えを促進し、商業、業務、住宅系用途の高度化を誘導するゾーン、住商併用建物への建替えを図るゾーン、住宅と工場の調和を目指すゾーンなど、木造住宅等の共同、協調建替えを誘導し、建てつまり、密集を解消するゾーンごとに整備を進める。	
c 建築物の更新の方針	老朽住宅、木造賃貸住宅の建替えを促進し、併せて共同、協調、不燃化等、災害に強いまちづくりを推進する。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助87号線の整備、地区内幹線道路及び生活道路の拡幅整備並びに公園及び広場の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、住民との協働によるまちづくりを推進するとともに、公共施設の整備、まちづくりに関する情報提供、支援等を行う。民間は、主体的にまちづくり協議会等への参加・提案を行うとともに、住まいづくりなど住環境の改善に取り組む。 2 防災街区整備事業「板橋三丁目地区」(完了) 4 都市計画道路 補助87号線 特定防災街区整備地区「板橋三丁目地区」(決定済み) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 都心共同住宅供給事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 9 大谷口地区 約 76.9ha (板橋区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	災害拠点病院や避難経路と一体となった防災上安全な市街地の形成と良好な住環境づくりを目指し、災害拠点病院の建替えや木造賃貸住宅等の不燃化及び老朽住宅の共同、協調建替えを誘導し、安全で快適な暮らしやすい住環境の形成及び幹線道路沿道やその他の商業集積地の、魅力的な商業地への再編を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	地区の核となる災害拠点病院、住宅、商業及び業務の調和のとれた居住環境の形成を目指し、良好な低中層住宅地を形成するゾーン、商業、業務施設と住宅との複合用途による路線型商業を形成するゾーンに分け整備を図る。 また、避難経路と一体となった延焼遮断効果を持つ中層建築物を配置する。
c 建築物の更新の方針	高度利用等による高経年化した災害拠点病院の更新、建築物の不燃化、共同化及び協調化を図り、小規模敷地の解消を目指し、災害に強いまちづくりを推進する。また、補助26号線沿道については、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区内幹線道路及び生活道路の拡幅整備並びに公園及び緑地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 また、公共は、住民との協働によるまちづくりを推進するとともに、まちづくりに関する情報提供、不燃化建替えに対する支援等を行う。 3 総合設計制度 4 街路整備事業 補助 26 号線 (完了) 沿道環境整備事業 (事業中) 地区計画 (決定済み) 地区計画 (予定) 沿道地区計画 (決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 住宅地区改良事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 10 若木地区 約 18.1ha (板橋区中央部)	板. 11 環状 8 号線沿道地区 約 22.1ha (板橋区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽住宅等の不燃化建替えを誘導し、災害に強い安全なまちづくりを目指すとともに、住宅、商業及び工業が調和した活力のあるまちづくりを目指す。 また、環状 8 号線沿道は避難経路と一体となった防災上安全な市街地の形成と良好な住環境づくりを目指す。	道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を促進するとともに、大規模な地震に伴い発生する火災から避難路の安全を確保するため建築物の不燃化を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住宅、商業及び工業の調和のとれた居住環境の形成を図る。公的住宅の供給を促進するゾーン、低層戸建住宅地を形成するゾーン、住商併用建物への建替えを誘導するゾーン、住工併用建物への建替えを誘導するゾーンごとに整備を図る。	沿道は騒音に対する遮音効果及び延焼遮断効果を持たせる中高層建築物を配置し、不燃化を進め、土地の有効利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて共同、協調及び不燃化等、災害に強いまちづくりを推進し、小規模敷地の解消を目指す。 また、環状 8 号線沿道については、延焼遮断帯の形成を図る。	背後地に対し遮音上効果のある建築物を誘導し、住居系建築物については、防音構造化に努める。 また、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助244号線の整備、地区内幹線道路及び生活道路の拡幅整備並びに公園及び広場の整備を図る。	幹線道路及び補助幹線道路の整備を促進するとともに、緩衝緑地の整備、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 また、公共は、住民との協働によるまちづくりを推進するとともに、公共施設の整備、まちづくりに関する情報提供、不燃化建替えに対する支援等を行う。 4 街路整備事業 環状 8 号線（完了） 都市計画道路 補助 244 号線 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 主たる公共施設は公共が行い、緩衝建築物及び不燃建築物の整備は民間が沿道地区計画により整備する。 4 街路整備事業 環状 8 号線（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環状 8 号線 A 地区」「環状 8 号線 B 地区」（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 12 川越街道北地区 約 21.5ha (板橋区西部)	板. 13 舟渡三丁目地区 約 20.3ha (板橋区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大規模な地震に伴い発生する火災から避難路の安全を確保するため建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図るとともに、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道地区計画に基づく沿道環境整備を促進する。	土地の適正かつ合理的な利用を実現し、工業環境の中に住宅、商業機能が共存できる「活力とゆとりのあるまちづくり」を目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	延焼遮断効果及び騒音に対する遮音効果を持たせる中高層建築物を配置し、不燃化を進め、土地の有効利用を促進する。	地区計画に基づき、工、住及び商が共存する調和の取れた一体性のある合理的な土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。 また、住居系建築物の防音構造化を図る。	地区計画に基づき、地区特性に応じた建築物の更新を誘導し、産業環境と住環境の調和を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	避難路としての整備を図る。	補助204号線の整備を図るとともに、公園の設置及び区画道路を整備拡充する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 主たる公共施設整備は公共が行い、不燃建築物及び緩衝建築物の整備は民間が沿道環境整備事業により整備する。 4 沿道環境整備事業(事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は、地区住民が主体となって定めた地区計画により民間が行う。 4 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 交差点改良事業 補助204号線(事業中)

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 14 大山駅・中板橋駅周辺地区 約 98.0ha (板橋区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		大山駅周辺は、道路整備や道路と鉄道の立体化を契機に、都市基盤の再編や土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことで、まちづくりが進み、木造住宅密集地域の解消が進展し、商業、移住、文化、公共・公益施設などの機能が集積した安全で活力とにぎわいの拠点形成を目指す。中板橋駅周辺は、住宅地の防災性の向上及び居住環境の整備、改善により、防災上の拠点としての市街地形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		大山駅を中心とした東西の商店街・補助 26 号線沿道では、土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことより、後背地住宅と一体となった共同化を推進し、商業・文化、公共・公益施設などの集積を図る。 中板橋駅周辺は、幹線道路沿道建築物の不燃化、土地の有効利用を図るとともに、防災広場及びポケットパークの確保を図る。
c 建築物の更新の方針		商業専用及び住商併用建築物と共に隣接する周辺木造系住居の共同化、又は地区状況に応じた共同、協調建替えによる更新を誘導し、高度利用による土地の有効利用を図る。さらに、老朽木造建築物等や幹線道路沿道建築物の不燃化を促進し、地区全体の不燃化率を高めていく。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		道路と鉄道（東武東上線）の立体交差化、駅前広場、補助26号線、地区内道路、公園、ポケットパーク等の整備を図るとともに、都市利便の増進を図る。
e その他		1 道路と鉄道の立体交差化並びに補助 26 号線及び駅前広場の整備に当たり、公共が先導的な役割を担い、地区住民との協働により市街地再開発事業等を推進する。このほか、民間による建築物の整備等と併せて、公共が公共施設等の整備を行う。 2 市街地再開発事業（事業中） 市街地再開発事業（予定） 3 高度利用地区（決定済み） 高度利用地区（予定） 4 街路整備事業 補助 26 号線【特定整備路線】（一部完了、一部事業中） 都市計画道路 板橋区画街区 9 号線、鉄道附属街区 1～6 号線 都市高速鉄道 東武鉄道東上本線（連続立体交差事業） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環状 7 号線」「国道 254 号線（川越街道）A 地区」（決定済み） 地区計画「大山駅東地区」「大山駅西地区」（決定済み） 地区計画（予定） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>・木造住宅密集地域整備事業・防災生活圏促進事業（完了）都市防災不燃化促進事業（一部完了）・住宅市街地総合整備事業<拠点型> 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 16 前野町地区 約 53.5ha (板橋区中央部)	板. 18 西台一丁目、若木二・三丁目周辺地区 約 42.6ha (板橋区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	木造賃貸住宅・工場等の建替えを進め、防災性と居住水準の向上及び住環境の整備を図りつつ、住宅と工場が共存し、安全で快適な活力あるまちづくりを進める。	良好な住宅地を形成するため、無秩序な市街化を抑制するとともに、地区施設の整備拡充を進め、土地の有効利用を計画的に推進する。 また、老朽住宅等の不燃化建替えを誘導し、避難経路と一体となった災害に強い安全で緑豊かなゆとりある市街地の形成と良好な住環境づくりを目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の共同・協調建替えや道路整備などを行い、併せて民間敷地内の緑化の誘導や公園・広場の整備を進める。 また、共同住宅の併設など住工共存にふさわしい誘導を行う。	地区特性に応じて、良好な居住環境の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、大規模工場の沿道敷地内緑化に努め、共同、協調、不燃化等、災害に強いまちづくりを推進する。	地区計画に基づき、地区特性に応じた建築物の更新を誘導し、良好な住宅地の形成を図る。 また、老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて共同、協調、不燃化等、災害に強いまちづくりを推進する。 また、環状8号線沿道については、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助86号線、240号線及び地区内道路の整備並びに公園、広場等の整備を図る。	補助247号線の整備並びに区画道路、歩道、主要生活道路及び公園・緑地・広場の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、住民との協働によるまちづくりを推進するとともに、公共施設の整備、まちづくりに関する建替え等の情報提供を行う。民間は、主体的にまちづくり協議会等への参加・提案を行うとともに、住まいづくりなど住環境の改善に取り組む。 4 都市計画道路 補助86号線・補助240号線 地区計画(予定) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。公共は、住民との協働によるまちづくりを推進するとともに、公共施設の整備、まちづくりに関する情報提供、不燃化建替えに対する支援等を行う。 4 街路整備事業 環状8号線・補助249号線 都市計画道路 補助247号線 地区計画「西台一丁目周辺南地区」・「西台一丁目周辺北地区」・「若木二・三丁目地区」(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 公営住宅建替事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 19 板橋駅西口地区 約 22.5ha (板橋区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	板橋区の玄関にふさわしい、都市機能を集約するため、駅周辺の土地の高度利用や都市基盤の整備により商業、居住、文化などの機能が集積し、近接する駅との回遊性を生かした、にぎわいや交流が生まれる拠点を形成するとともに、特定整備路線の整備等による安全なまちを目指す。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	駅周辺の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の集約を促進し、商業及び業務施設を含む都市型住宅施設などを整備するとともに、都市計画道路等の整備と駅周辺の大規模用地における都市基盤整備や土地利用転換と合わせた高度利用により、魅力ある拠点を形成する。	
c 建築物の更新の方針	市街地再開発事業等により、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るとともに、建築物の高層化等を図ることでオープンスペースを確保する。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅舎再整備や市街地再開発事業等による街区再編等で地区施設等の再配置を行うとともに、広場等の潤いとゆとりのあるオープンスペースや歩道状空地等の歩行者空間を整備し、安全でバリアフリーに配慮した歩行者ネットワークの形成を図る。	
e その他	1 公共は、民間との協働のまちづくりを推進するとともに、まちづくりの情報提供等、地元組織の活動を支援する。 民間は、公共の支援を受け市街地再開発事業等により建築物の更新を図る。 2 市街地再開発事業（事業中） 市街地再開発事業（決定済み） 3 高度利用地区（決定済み） 4 街路整備事業 指導 73 号線【特定整備路線】（一部完了、一部事業中） 広場 駅広 1 号（完成） 地区計画「板橋駅板橋口地区」・「板橋駅西口地区」（決定済み） 地区計画（予定） 5 住宅市街地整備総合支援事業<都心共同住宅供給事業>（完了） 公団住宅建設事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	
1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置		
2 市街地開発事業		
3 都市開発諸制度		
4 関連事業 (都市計画事業)		
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 21 加賀一・二丁目地区 約 48.2ha (板橋区南東部)	板. 22 西台二丁目周辺地区 約 27.9ha (板橋区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	石神井川を軸とする緑豊かな環境づくりを進め、職と住の調和した良好な都市環境の形成を目指す。 また、災害時の避難地域としての安全性の向上を目指し、道路等の基盤施設の整備を行い、安全で快適な歩行者空間のネットワーク形成を図る。	良好な住宅地を形成するため、無秩序な市街化を抑制するとともに、地区施設の整備拡充を進め、土地の有効利用を計画的に推進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	工場を中心とした地区、文教・医療施設を中心とした地区、中低層住宅が立地する地区など、地区ごとに整備を進める。 また、地区計画に基づき、良好な潤いある都市環境の形成を図る。	地区施設の整備を図りながら、まとまった緑がネットワークを形成する低層住宅地としての土地利用を図るとともに、後背の住宅地としての環境と調和した良好な沿道市街地としての土地利用を図る。 地区計画に基づき、良好な住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づき、地区特性に応じた建築物の更新を誘導し、良好な潤いある都市環境の形成を図る。	地区計画に基づき、地区特性に応じた建築物の更新を誘導し、良好な住宅地の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助73号線、同84号線及び同87号線の整備並びに区画道路及び歩道状空地の整備を行う。	補助247号線の整備並びに区画道路、環境緑地及びまとまった緑地等を整備、保全する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は、地区住民が主体となって定めた地区計画により民間が行う。 3 総合設計制度 4 街路整備事業 補助 87 号線 (一部事業中) 都市計画道路 補助 73 号線・補助 84 号線 都市高速鉄道 東日本旅客鉄道赤羽線 (連続立体交差事業) (予定) 地区計画 (決定済み) 5 公社住宅建替事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は、地区住民が主体となって定めた地区計画により民間が行う。 4 都市計画道路 補助 247 号線 地区計画 (決定済み)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 23 向原三丁目地区 約 6.6ha (板橋区南部)	板. 24 成増五丁目地区 約 9.6ha (板橋区北西部)	板. 26 大山金井町地区 約 1.9ha (板橋区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	高経年化した建物の建替えを行い、居住水準の向上とバリアフリー化を進めるとともに、オープンスペースを設けるなど避難場所としての安全性の向上を図る。	老朽化した都営住宅の建替えを行うとともに、敷地の有効活用により、住環境の整備及び多様な機能が調和した街区の形成を推進し、地域の活性化を図る。	避難経路と一体となった防災上安全な市街地の形成と良好な住環境づくりを目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和をとりながら、土地の有効活用を図る。	良質な緑地環境の保全と快適な住環境を形成するため、周辺環境に配慮しながら、都営住宅の建替えを図るとともに、日常生活の快適性や利便性を確保するため、住宅及び地域に必要な施設の誘導を図る。 周辺環境との調和をとりながら、土地の有効活用を図る。	老朽木造建築物等の不燃化促進を図るとともに、公共施設を整備して延焼遮断帯を形成する等、地区内各街区の防災性の向上と住環境の整備を図る。
c 建築物の更新の方針	高経年化した公社住宅の建替えにより、高齢社会や多様な世代にも適応した住宅や施設の整備をする。	多様な世代に快適な都市型の生活を提供する場としての環境整備を図る。	建築物の不燃化、共同化及び協調化を図る。 また、補助82号線沿道については、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	住宅の居住水準及び性能水準の向上を図り、区画道路の拡幅、歩道の整備並びに公園、緑地等の整備及び保全を図る。	十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。	補助82号線の整備及び生活道路、公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を推進する。 4 地区計画 (決定済み) 5 公社住宅建替事業 (一部完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を推進する。 4 地区計画 (決定済み) 5 公営住宅建替事業 (一部完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 4 街路整備事業 補助 82 号線【特定整備路線】(事業中) 5 都市防災不燃化促進事業 (事業中) 6 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	板. 27 向原第二住宅地区 約 2.1ha (板橋区南部)	板. 28 清水町・蓮沼町地区 約 55.7ha (板橋区東部)	板. 29 高島平二・三丁目地区 約 52.4ha (板橋区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	高経年化した団地の更新を促進し、良好な住環境を整備するとともに、災害時における避難動線の確保や建築物の更新による安全性の確保と良好な外部空間を確保することで避難場所としての性能の向上を図る。 中枢広域拠点域	建築物の不燃化を進めることにより、避難場所への避難誘導を強化し、地域の防災性の向上を図る。また、良好な住環境の市街地整備を進める。 新都市生活創造域	大規模団地の建替え更新と併せて、周辺の高経年化した公共施設の再編・再整備を行いながら、駅前にぎわいと多様な世代が暮らしやすい良好な住環境を備えた活力ある市街地を形成する。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和をとりながら、良好な中高層住宅地の形成を図る。	住宅、商業及び業務の調和のとれた居住環境を目指し、良好な低中層住宅地を形成するゾーン、商業、業務施設と住宅との複合用途による路線型商業を形成するゾーンに分け整備を図る。 また、避難経路と一緒に、延焼遮断効果を持つ中層建築物を配置する。	駅周辺に公共施設及び商業施設等を配置し高度利用を図るとともに、背後地については中高層住宅地として、土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	高経年化した団地の更新により、高齢社会や多様な世代にも適用した住宅や施設の整備を行う。	建築物の不燃化を図り、災害に強いまちづくりを推進し、良好な住環境の市街地整備を進める。	高経年建築物の建替え及び高度利用、連鎖的な都市再生を促進し、良好な街並みの形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	良好な住環境や安全で快適な歩行空間の形成を図ると共に、地域の安全性の向上を図るために、区画道路の整備、歩道の整備並びに広場・緑地等の整備及び保全を図る。	地区内幹線道路及び生活道路の拡幅整備並びに公園及び緑地の整備を図る。	駅とのアクセス性向上に資する歩行者ネットワークの形成を促進するとともに、団地の更新に伴うオープンスペースの整備や、緑地・緑道の再整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共と民間の適切な役割分担の下に事業を推進する。 4 地区計画 (決定済み) 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 4 都市計画道路 補助 240 号線・補助 243 号線 地区計画 (予定) 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制 (予定)	1 民・学・公が連携した、適切な役割分担の下に事業を推進する。 4 都市計画道路 板橋区歩行者道 1 号線 地区計画 (予定) 5 UR 都市機構による団地再生事業

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 1 大泉町二丁目地区 約 19.4ha (練馬区北西部)	練. 4 練馬駅周辺地区 約 22.2ha (練馬区南東部)	練. 5 大泉学園駅周辺地区 約 19.3ha (練馬区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	補助230号線の整備とともに、周辺の公共施設の整備改善と白子川の景観や地域の緑を生かした良好な住宅市街地の形成を図る。 新都市生活創造域	区の中心核として人々が集まり、交流し、活動し、楽しめる街として整備する。このため、道路、交通広場等の公共施設の整備を図り、商業、業務及び文化機能を充実するとともに、安全・安心で良好な居住環境の整備を進める。 新都市生活創造域	駅前広場及び道路の整備を行い、商店街の活性化を図るとともに、駅周辺にふさわしい良好な居住環境整備を進める。 また、地域資源である映像文化を生かしたにぎわいのあるまちの形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	補助230号線の沿道は、店舗と住宅が共存する中層の住宅市街地として誘導し、後背地の地区は、低層の緑豊かな住宅市街地を形成する。	駅前地区では、商業、業務施設と都市型住居が調和した土地の合理的な利用を図る。 また、その周辺地区は商店街の再生を図り、複合型の商業拠点を形成する。	駅前地区は、商業、業務及び都市型住居地区として土地の高度利用を図る。その周辺地区は、店舗業務併用住宅及び都市型住宅地としての利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び協調化並びに壁面後退によるゆとりある歩行者空間の整備を誘導する。駅前地区及び幹線道路沿いは、高さや規模などについて周辺への影響に配慮しながら、商業・業務施設と都市型住居の立地を誘導する。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び協調化による中高層への建替えを誘導し、商業、業務施設及び都市型住宅の供給促進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助 230 号線、生活幹線道路、区画道路及び公園を整備する。 都市高速鉄道12号線の延伸の検討を行う。	練馬区画街路 1 号線（交通広場を含む。）等の地区的骨格となる施設の整備を行うとともに、区画道路の拡幅整備を図る。	都市計画道路などの基盤整備を進めるとともに、地区計画により、駅周辺にふさわしい街並みの誘導及び安全で快適な歩行空間の形成を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業（一部完了） 4 地区計画（一部決定済み） 街路整備事業 補助 230 号線（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 地区の骨格となる道路等の公共施設は、公共が整備する。 建築物は、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等を活用して、民間が整備する。 4 地区計画（決定済み） 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線及び同 8 号線（完了） 街路整備事業 練馬区画街路 1 号線（完了） 都市計画道路 放射 35 号線（予定） 5 優良建築物等整備事業（完了） 都心共同住宅供給事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 北口駅前の民有地を共同化し高度利用を図りつつ、駅前広場等の整備を民間と行政が協力して行う。 周辺地区では、地区計画により、建替えに伴う歩行空間の拡充や良好な街並みの形成を誘導する。 2 市街地再開発事業（完了） 3 高度利用地区（決定済み） 4 地区計画（決定済み） 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線（連続立体交差事業）（完了） 街路整備事業 鉄道付属街路 18 号線（完了）、補助 135 号線（一部完了） 5 道路整備事業 練馬区道 22-150 号線（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 6 石神井公園駅周辺地区 約 28.4ha (練馬区中央部)	練. 7 練馬地区 約 20.0ha (練馬区南東部)	練. 8 環状8号線(北町、早宮、春日 町、平和台、錦)地区 約 9.9ha (練馬区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	交通広場及び道路の整備を行い、商店街の活性化を図るとともに、駅周辺にふさわしい良好な居住環境の整備や公共公益施設の利便性の向上を図る。	道路、公園等の都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えへの誘導を図り、災害に強く、安全で住みよいまちづくりを進める。	道路交通騒音による障害の防止と駅周辺にふさわしい市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅前地区は、商業、業務及び都市型住居地区として土地の高度利用を図る。その周辺地区は、環境に配慮した低中層の中密度住宅地としての利用を図る。	住宅地を中心として建物の過密緩和を進め、生活幹線道路等の沿道では、地域特性に応じて、商業と住居の調和した土地の高度利用や中層、中低層の良好な住宅地の形成を図る。	沿道環境に配慮し、遮音効果を持つ中高層の建築物の立地を図り、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と不燃化を進める。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び協調化により駅前地区では中高層、その周辺地区では低中層での建替えを誘導する。駅前地区では、商業及び業務施設と都市型住宅、その周辺地区では、良好な住宅の供給促進を図る。	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により老朽木造建築物の建替えを進め、整備された生活幹線道路等の沿道では、前面道路の幅員も活用した建替えを促進し、建築物の不燃化及び防災性の向上を図る。	沿道地区計画により、建築物の更新を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助 132 号線、補助 232 号線及び練馬区画街路 7 号線の整備を図る。 地区計画により、駅周辺にふさわしい街並みの誘導や区画道路の拡幅を図るとともに、電線類の地中化に取り組む。	区画道路、公園等を整備する。	区画道路、公園及び緩衝緑地を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 駅北口は、組合施行の市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物の整備を行う。 駅南口は、補助 232 号線の未整備区間について、一部を組合施行の市街地再開発事業により、残る区間を街路整備事業により整備する。 それ以外の地区では地区的骨格となる道路を公共が整備し、建築物は住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業などを活用して、民間が整備する。 2 市街地再開発事業(一部完了) 3 高度利用地区(一部決定済み) 4 地区計画(決定済み) 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線(連続立体交差事業)(完了) 街路整備事業 補助 132 号線・練馬区画街路 7 号線(一部完了、一部事業中)、補助 232 号線(一部完了)、鉄道付属街路 16 号線・17 号線・練馬区画街路 4 号線、練馬自転車歩行者専用道 1 号線(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は、住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、道路、公園等の都市基盤を整備するとともに、民間建築物の建替えによる整備を誘導する。 4 街路整備事業 都市高速鉄道西武鉄道池袋線付属街路 1 号線・練馬区画街路 1 号線・2 号線(完了) 5 環境改善事業(完了) 密集住宅市街地整備促進事業(完了) 木造住宅密集地域整備促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 道路、公園等の公共施設を整備するとともに、地区計画等により民間建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 街路整備事業 放射 35 号線(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 5 沿道環境整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 9 練馬高野台駅前地区 約 7.8ha (練馬区中央部)	練. 10 練馬春日町駅周辺地区 約 11.2ha (練馬区東中央部)	練. 11 環状 7 号線沿道 (練馬区) 地区 約 17.0ha (練馬区南東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、広場等の公共施設や公益施設を整備し、駅前にふさわしいまちづくりを進める。	既存商店街の活性化を図り、近隣中心としての機能を高める。 また、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と建築物の不燃化を促進し、避難路の確保を図る。	道路交通騒音による障害の防止と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	中層建物の立地を図り、駅直近には商業及び業務施設、その周辺には公益施設の立地を促進する。	中高層の建物を配し、商業業務と住宅の調和のとれた土地利用を図る。	環状 7 号線沿いは騒音に対する遮音効果を持つ中高層の建築物を配して、土地の有効利用を図り不燃化を進める。
c 建築物の更新の方針	近隣地区の核となる商業、業務施設及び公共公益施設を配し、市街化の促進を図る。 また、それに必要な関連施設も同時に整備する。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び協調化を誘導し、幹線道路沿道の中高層化を図る。 後背地は、地区計画により建築物の規制及び誘導を行う。	沿道地区計画により、建築物の更新を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	鉄道高架線増、関連側道、区画道路、広場等の整備を図る。	環状 8 号線、補助 133 号線及び補助 172 号線の整備並びに区画道路の新設及び拡幅整備を図る。	緩衝緑地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 区画道路、広場、公園など公共施設や公益施設を整備するとともに、駅前市街地にふさわしい民間建築物を誘導する。 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 地区計画 (一部決定済み) 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線 (完了) 街路整備事業 練馬区画街路 5 号線 (完了) 沿道地区計画 (決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 沿道環境整備事業 (事業中)	1 駅前地区は、組合施行の市街地再開発事業により公共施設及び施設建築物を整備し、その周辺地区は、住宅市街地総合整備事業等を活用し、また、地区計画による規制及び誘導により民間が建築物を整備する。 2 市街地再開発事業 (完了) 4 地区計画 (決定済み) 街路整備事業 環状 8 号線・補助 172 号線 (完了) 都市計画道路 補助 133 号線 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 4 沿道地区計画 (決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 沿道環境整備事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 12 田柄・春日町・高松地区 約 75.5ha (練馬区中央部)	練. 13 江古田駅周辺地区 約 47.7ha (練馬区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園等を整備するとともに、適正な土地利用と建築物の規制及び誘導を図り、住みよいまちづくりを進める。	地区的防災性の向上、住環境の改善、新規住宅の供給等により、安全で快適なまちづくりを目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	都市型農業と調和した、良好な低中層住宅地としての土地利用を図る。	駅周辺の商業系施設の充実を図るとともに街区単位での共同建替えや道路沿道の協調建替えを検討する駅周辺改善ゾーン、交通利便性の高い環七沿道等の中層共同住宅を誘導する住環境改善ゾーン、比較的敷地規模の大きい特性を生かして整備をする住環境修復ゾーンのゾーンごとに整備を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に適合する建築物の規制及び誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。	道路の拡幅及び老朽建築物の更新を進める。さらに、重点的に不燃化及び共同化を図り、災害時における安全性の早期確保を目指す。 また、都市再生住宅等の整備により、従前居住者の住み替えを支援する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路の整備を進めるとともに、道路、公園等を開発時点に規制及び誘導し、計画的な整備を図る。	生活道路の拡幅整備、公園及び緑地の整備等を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設は公共と民間との応分の負担で整備する。建築物は主として民間が整備する。 地区計画により建築物の規制、誘導を行う。 4 地区計画(決定済み) 街路整備事業 環状8号線(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 木造住宅密集地域整備事業等により、道路、公園等の公共施設の整備及び老朽住宅等の民間建築物の改善を図る。まちづくり協議会の設立等により、行政と住民の協力で事業を進める。 4 地区計画(決定済み) 都市計画道路 補助172号線 沿道地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(完了) 木造住宅密集地域整備事業(完了) 沿道環境整備事業(事業中) 駅・まち一体改善事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 14 外郭環状道路周辺地区 約 194.6ha (練馬区北西部)	練. 16 土支田・高松地区 約 66.6ha (練馬区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	外郭環状線と補助 230 号線の整備に伴い、沿道の住環境の保全及び形成、周辺の公共施設の整備改善並びに宅地の利用増進を図り、白子川の景観や地域の緑を生かした良好な市街地の整備を目指す。 また、大泉ジャンクション以南の外郭環状線及び外郭環状線の 2 の整備に伴い、沿道にふさわしい街並みの誘導や、緑豊かな安全安心な住環境の整備を目指す。	公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地と緑豊かな住環境の形成を目指す。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	外郭環状線及び補助 230 号線の沿道は、店舗と住宅が共存する中層の住宅市街地として誘導し、後背地の地区は、低中層の緑豊かな住宅市街地を形成する。 大泉ジャンクション以南の外郭環状線の沿道地区については、後背地の自然環境にも配慮した沿道市街地を形成する。 また、都市高速鉄道12号線の延伸を見据え、地域の特性を生かした生活拠点を形成し、生活の利便性を高める。	補助 230 号線の沿道は、店舗と住宅が共存する中層の住宅市街地として誘導し、後背地の地区は、低層の緑豊かな住宅市街地を形成する。	
c 建築物の更新の方針	幹線道路沿いに中層建築物の立地を誘導し、後背地は、良好な住環境を形成する建築誘導を行う。 大泉ジャンクション以南の外郭環状線の沿道地区については、後背地の自然環境にも配慮した建築指導を行う。 地区計画を定めた地区では、地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 また、都市高速鉄道12号線の延伸を見据え、生活拠点にふさわしい地域の特性に合った整備計画の検討を行う。	地区計画により建築物整備の規制、誘導を行う。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	外郭環状線、外郭環状線の 2 、補助 156 号線、補助 230 号線、補助 233 号線、生活幹線道路、区画道路及び公園の整備を図る。 都市高速鉄道12号線の延伸の検討を行う。	補助 230 号線、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。 都市高速鉄道 12 号線の延伸の検討を行う。	
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 道路、公園などの公共施設を公共と民間との応分の負担で整備するとともに、民間建築物の適正な整備を行う。 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業 (一部完了) 4 地区計画 (一部決定済み) 都市高速道路 外郭環状線 (一部完了、一部事業中) 街路整備事業 外郭環状線の 2 ・補助 230 号線・補助 233 号線 (事業中) 、補助 156 号線 (一部完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備改善を、公共と民間との適正な役割分担の下に土地区画整理事業等により行う。 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業 (一部完了、一部事業中) 4 地区計画 (決定済み) 街路整備事業 補助 230 号線 (完了) 沿道地区計画 (決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 沿道環境整備事業 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 20 北町地区 約 31.1ha (練馬区北東部)	練. 21 川越街道（練馬区）地区 約 13.8ha (練馬区北東部)	練. 23 笹目通り・環状 8 号線地区 約 26.0ha (練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市基盤の整備及び老朽木造建築物の不燃化建替えへの誘導を図り、災害に強く、安全で暮らしやすいまちづくりを進める。	大規模な地震などに伴い発生する火災から避難路の安全を確保するため、建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図る。 また、道路交通騒音による障害の防止と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を促進する。	大規模な地震などに伴い発生する火災から避難路の安全を確保するため、建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図る。 また、道路交通騒音による障害の防止と幹線道路の沿道にふさわしい土地利用を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	地区特性に応じて、商業系、住宅と商業・工業が共存する土地利用を誘導する。 また、老朽木造建築物の不燃化及び共同化による土地利用を図る。	川越街道沿いは遮音効果を持つ中高層の不燃建築物の立地を促し、避難路の確保を図る。	沿道環境に配慮し、笹目通り及び環状 8 号線沿いに中高層の建築物の立地を図り、幹線道路の沿道にふさわしい土地利用と不燃化を進める。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化を図る。	沿道地区計画等による建築物の規制及び誘導により不燃化を促進し、幹線道路の沿道にふさわしい市街地を形成する。	都市防災不燃化促進事業により建築物の不燃化を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、公園等を整備する。	避難路及び延焼遮断帯としての整備を図る。	避難路及び延焼遮断帯としての整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、公共は、道路、公園等の公共施設を整備するとともに、民間建築物の建替えによる整備を誘導する。 4 街路整備事業 環状 8 号線（完了） 都市計画道路 補助 248 号線 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区	1 公共は、都市防災不燃化促進事業により民間建築物の不燃化を支援する。 沿道地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 街路整備事業 放射 35 号線（事業中）、環状 8 号線（完了） 都市計画道路 補助 133 号線・補助 218 号線 沿道地区計画 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共は、都市防災不燃化促進事業により民間建築物の不燃化を支援する。 沿道地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 地区計画（決定済み） 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線（完了） 街路整備事業 環状 8 号線・練馬区画街路 5 号線（完了） 沿道地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練.25 上石神井駅周辺地区 約 75.0ha (練馬区南西部)	練.26 大泉学園町地区 約 30.8ha (練馬区北西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路及び交通広場の整備並びに西武新宿線の連続立体交差事業による駅南北交通の円滑化を促進し、地区の回遊性確保及び商店街活性化を図るとともに、地域拠点にふさわしい良好な居住環境整備を進める。	補助230号線及び補助135号線の整備とともに、周辺の公共施設の整備改善と良好な住宅市街地の形成を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	駅前及び補助 229 号線以北の外郭環状線の 2 などの沿道は、商業、業務、都市型住居地区としての土地の高度利用及び延焼遮断機能を持たせた土地利用を図り、その周辺は、商業と居住の調和した低中密度の土地利用及び環境に配慮した低中層の良好な住宅地の形成を図る。 また、補助229号線以南の外郭環状線の 2 沿道は、中層化、利便施設の立地及び延焼遮断機能を持たせた土地利用を図る。	補助 230 号線及び補助 135 号線の沿道は、道路整備と併せて、沿道環境に配慮しつつ、集合住宅や沿道型の商業・業務施設の立地を誘導する。 後背地の地区は、低層の緑豊かな住宅市街地を形成する。 また、都市高速鉄道12号線の延伸を見据え、土地の高度利用を進め、地域の特性を生かした生活拠点を形成し、生活の利便性を高める。	
c 建築物の更新の方針	駅前及び補助 229 号線以北の外郭環状線の 2 などの沿道の老朽木造建築物は、不燃化、共同化及び協調化により中高層への建替えを誘導し、その周辺は、良好な住宅地となるよう細街路の整備に併せ建築物の不燃化を図る。 また、補助229号線以南の外郭環状線の 2 沿道は、周辺環境と調和のとれた建築誘導を行う。	地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 また、都市高速鉄道12号線の延伸を見据え、共同化の誘導を行う。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路等の主要幹線道路の整備を図りながら、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。	補助 230 号線及び生活幹線道路を整備する。 都市高速鉄道12号線の延伸の検討を行う。	
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 都市計画道路等の主要幹線道路等は公共で整備し、建築物は、住宅市街地総合整備事業等を活用しながら民間により整備する。 2 市街地再開発事業 4 地区計画 (予定) 都市高速道路 外郭環状線(事業中) 街路整備事業 外郭環状線の 2 (一部事業中)、補助 229 号線 (一部完了) 一団地の住宅施設 5 住宅市街地総合整備事業 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 市街地再開発事業 4 地区計画 (予定) 街路整備事業 補助 230 号線 (一部事業中)、補助 135 号線 (予定)、補助 233 号線 (事業中) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 27 中村橋駅周辺地区 約 24.0ha (練馬区南東部)	練. 28 貫井・富士見台地区 約 92.5ha (練馬区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	補助 133 号線の整備に伴う沿道の土地利用を適正に誘導する。 また、周辺の緑豊かな住環境を保全しつつ、商店街を中心とした良好な市街地の形成を目指す。	自然豊かな戸建住宅地としての住環境と景観を有する地区であり、その現在の魅力を生かしつつ、老朽住宅の更新、不燃化の促進及び道路網の整備により、防災性の向上を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	商店街については、建物の更新に併せて安心して歩くことのできる街並みを形成するとともに、駅の南北にバランスのとれた多様な商業機能の充実と高度利用のため、駅周辺は商業地として土地利用を図る。 補助133号線、目白通り及び千川通りの沿道においては、建築物の中高層化を図る。また、その周辺においては、緑豊かで良好な低中層住宅の形成を図る。	低層集合地区、都市型集合地区、住商工共存地区、商業誘導地区、都市型沿道地区及び沿道環境地区の六つに区分し、狭い道路を改善しながら、緑化を進め、秩序ある開発を促し、戸建住宅と共同住宅などが調和した良好な住宅地を形成する。
c 建築物の更新の方針	地区計画により建築物の規制及び誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。	生活幹線道路や主要生活道路の整備に伴う沿道建物や、地区内の古い木造建物に対し、不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	公共施設などが集まる駅周辺では、バリアフリー化の視点に基づく道路整備を行う。 また、電線類の地中化等を行うことにより、安全な歩行者空間を確保するとともに商店街の活性化を図る。	生活道路等の拡幅整備並びに公園及び緑地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共はバリアフリー化の視点に基づく道路、公園等の整備を行うとともに、地区計画により建築物整備を規制及び誘導する。 4 地区計画（決定済み） 都市高速鉄道 西武鉄道池袋線（完了） 街路整備事業 補助 229 号線・都市高速鉄道西武池袋線付属街路 4 号線（完了）、補助 133 号線（一部完了、一部事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 住宅市街地総合整備事業<密集型>により、道路、公園等の公共施設の整備及び老朽住宅等の民間建築物の建替えによる整備を誘導する。 4 地区計画（一部決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例による防火規制（一部）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 29 放射7号線沿道周辺地区 約 173.8ha (練馬区西部)	練. 30 大泉学園駅南地区 約 69.1ha (練馬区西部)	練. 31 放射35号線沿道周辺 (平和台・早宮・北町) 地区 約 99.3ha (練馬区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	農地や緑地などの緑の保全を図るとともに、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図り、緑豊かな景観に配慮した良好かつ災害に強いまちづくりを目指す。 新都市生活創造域	補助135号線及び補助232号線の整備に伴い、都市計画道路沿道にふさわしい土地利用の誘導、周辺の公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図ることにより、良好かつ災害に強い市街地の形成を目指す。 新都市生活創造域	延焼遮断効果の高い都市計画道路の整備に合わせ、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を促進し、道路などの公共施設の整備・改善により良好な居住環境の市街地の形成を図る。 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	放射7号線沿道は、緑豊かな住宅地を基調にしつつ、生活の利便性や質を高める土地利用を誘導するとともに、周辺の緑の環境に調和し、防災性の高いまちづくりを進める。 住宅地は、地域の特性である農地を保全しつつ、現在のゆとりある住環境を守り育てる、良好な住宅地とする。 したみち通りなどの主要な道路沿道は、現状の土地利用を基本に、中低層の住宅や店舗などを中心とした、より安全で環境面に配慮したまちづくりを進める。 大泉学園通り沿道は、現状の街並みを踏まえ、店舗や集合住宅などを中心とした、より安全で景観面に配慮したまちづくりを進める。	補助135号線及び補助232号線の沿道は店舗と住宅が共存する中層の住宅市街地として誘導し、後背地の地区は低中層の緑豊かな住宅市街地を形成する。	幹線道路沿いは、周辺の住環境に配慮するとともに、後背地と調和した土地利用を図る。 平和台駅周辺は、日常生活を支える利便施設を中心とした生活拠点の活性化を図る。 道路などの基盤整備が整った住宅地区は、中層・低層の建物が調和した街並みの形成を図り、低層住宅地区は、建物の密度に配慮し、緑豊かな住環境の保全を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画による建築物整備の規制及び誘導を行い、調和のとれた住宅地を形成する。	地区計画による建築物整備の規制及び誘導を行い、調和のとれた住宅地を形成する。	地区計画により建築物の規制及び誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	放射7号線、補助135号線、補助230号線、区画道路及び公園の整備を図る。	補助135号線、補助232号線、生活幹線道路、区画道路及び公園の整備を図る。	生活道路等の拡幅及び公園等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業 (一部完了) 4 地区計画 (決定済み) 街路整備事業 放射7号線 (事業中) 都市計画道路 補助135号線 (一部完了)、補助230号線 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 道路、公園などの公共施設を公共と民間との応分の負担で整備するとともに、民間建築物の適正な整備を行う。 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業 (一部完了) 4 地区計画 (予定) 都市計画道路 補助135号線 (予定)、補助232号線 (予定)	1 道路、公園等の公共施設を整備するとともに、地区計画等により民間建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 地区計画 (一部決定済み) 沿道地区計画 (決定済み) 街路整備事業 環状8号線 (完了)、放射35号線 (事業中)、補助235号線 (一部完了、一部事業中)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	練. 32 武蔵関駅周辺地区 約 77.0ha (練馬区南西部)	練. 33 放射 36 号線等沿道周辺 (羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮) 地区 約 146.4ha (練馬区東部)	練. 34 補助 156 号線沿道周辺地区 約 85.6ha (練馬区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路及び交通広場の整備並びに西武新宿線の連続立体交差事業により、交通の利便性の向上及び安全性の確保を図る。また、石神井川の整備を図るとともに、駅周辺で商業集積を図り、生活拠点にふさわしい良好な居住環境の整備を目指す。	延焼遮断効果の高い都市計画道路の整備に合わせ、幹線道路にふさわしい土地利用を促進し、道路等の公共施設の整備・改善により、良好な居住環境の形成や駅利用者の利便性の向上を図る。	地区内の緑（農地、緑地等）を保全しつつ、幹線道路沿道にふさわしい土地利用の誘導を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅前及び幹線道路沿道は、商業、業務、都市型住宅地区としての土地の中高密度利用及び延焼遮断機能を持たせた土地利用を図り、その周辺は、低中密度の土地利用及び環境に配慮した低中層の良好な住宅地の形成を図る。	幹線道路沿いは、周辺の住環境に配慮するとともに、後背地と調和した土地利用を図る。 氷川台駅周辺は、日常生活を支える利便施設を中心とした生活拠点の活性化を図る。 道路などの基盤整備が整った住宅地区は、中層・低層の建物が調和した街並みの形成を図り、低層住宅地区は、建物の密度に配慮し、緑豊かな住環境の保全を図る。 住工共存地区は、住宅と工業系土地利用が調和した街並みの形成を図る。	補助156号線沿道では、周辺環境と調和した土地利用を促すとともに、その周辺地区では、緑豊かで快適な住環境の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	駅前及び幹線道路沿道の老朽木造建築物は、不燃化、共同化及び協調化により中高層への建替えを誘導し、その周辺は、良好な住宅地となるよう細街路の整備に併せ建築物の不燃化を図る。	地区計画により建築物の規制及び誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。	地区計画の導入を図り、周辺と調和のとれた住宅地の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	石神井川、交通広場、補助135号線、補助230号線、生活幹線道路、区画道路及び緑地の整備を図る。	生活道路、公園等の整備を図る。	補助156号線の整備を促進するとともに、地区内の安全な交通ネットワークの形成及び防災性の向上を図るために、生活幹線道路及び主要生活道路の整備を推進する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 都市計画道路等の主要幹線道路等は公共で整備し、建築物は住宅市街地総合整備事業等を活用しながら民間により整備する。 4 地区計画(予定) 都市計画道路 補助 135 号線(予定)、補助 230 号線(予定) 石神井川(一部事業中) 5 住宅市街地総合整備事業	1 道路、公園等の公共施設を整備するとともに、地区計画等により民間建築物整備の規制及び誘導を行う。 4 地区計画(予定) 街路整備事業 放射 35 号線(一部事業中)、放射 36 号線(事業中)	1 まちづくり協議会の設立等により、行政と住民の協力で事業を進める。 2 土地区画整理事業(一部完了) 4 地区計画(予定) 都市計画道路 補助 156 号線(予定)、補助 230 号線

番号	地区名	練. 35 補助 233 号線沿道周辺地区 約 47.9ha (練馬区北西部)	練. 36 桜台地区 約 50.6ha (練馬区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		補助233号線の整備とともに、周辺の公共施設の整備改善と良好な住宅市街地の形成を図る。	道路網の整備及び老朽木造建築物の不燃化促進により、防災性の向上を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		補助233号線の沿道は、周囲の住環境と調和した中層の住宅市街地として誘導し、後背地の地区は、低層の緑豊かな住宅市街地を形成する。	低層集合地区、中低層地区、都市型集合地区及び商業誘導地区の4地区に区分し、狭い道路を改善しながら、緑化を進め、秩序ある開発を促し、良好な住宅地を形成する。
c 建築物の更新の方針		地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。	沿道建物や地区内の老朽木造建築物に対し、道路整備等に合わせた不燃化建替えや共同建替えを誘導・促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		補助 230 号線、補助 233 号線、区画道路及び公園の整備を図る。 都市高速鉄道12号線の延伸の検討を行う。	生活道路等の拡幅整備並びに公園及び緑地の整備を図る。
e その他		1 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 街路整備事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 道路、公園等の公共施設の整備及び老朽住宅等の民間建築物の建替えによる整備を誘導する。 4 地区計画(予定) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 3 旧日光街道（梅田）地区 約 8.6ha (足立区西南部)	足. 6 五反野駅前地区 約 0.8ha (足立区東南部)	足. 9 関原地区 約 37.9ha (足立区西南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大規模な地震などに伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、沿線建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。	低層木造密集地区を整備改善し、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図り、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	住工混在、木造老朽密集住宅地を整備、改善し、土地の有効利用を図るとともに、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	旧日光街道沿道の木造密集地域を改善し、延焼遮断帯として、土地の高度利用を促進する。	商業、業務、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅前にふさわしい土地の高度利用を図る。また、駅に隣接した広場を整備する。	地区的中心南北に近隣商業、業務地を整備し、周辺市街地の防災不燃化を促進し、住工共存の環境整備を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	老朽木造建築物の不燃化、中高層化を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同化及び中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助137号線の延焼遮断帯としての整備を促進する。	広場の整備を図る。	都市計画道路及びそれを補う主要生活道路、区画道路の整備と公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し、整備する。 4 街路整備事業 補助 138 号線（一部完了） 都市計画道路 補助 137 号線（一部完了・一部予定） 5 住宅市街地総合整備事業<拠点型>（事業中） 防災生活圏促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化推進特定整備地区（事業中） 6 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議・協創の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 地区計画（予定） 5 優良建築物等整備事業等（予定） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物の整備は民間が都市防災不燃化促進事業等により整備する。 2 防災街区整備事業（完了） 4 街路整備事業 補助 136 号線【特定整備路線】（事業中） 都市計画道路 補助 254 号線（予定） 防災街区整備地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 不燃化推進特定整備地区（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 17 竹ノ塚駅周辺地区 約 42.0ha (足立区北西部)	足. 22 国道4号線沿道地区 約 48.8ha (足立区南部一北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	ノースゲートである主要な地域拠点として駅前にふさわしい魅力ある複合市街地を形成するため、鉄道高架化に合わせた交通広場や都市計画道路の整備推進により、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに周辺のまちづくりを進める。	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通騒音等の防止を図るため、沿道整備を促進し、住環境の改善を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	大規模団地の建替えによる創出用地などを活用し、土地の合理的かつ健全な高度利用に合わせて、商業、業務、都市型住宅を機能的に配し、オープンスペースの確保を図る。都市基盤整備に合わせて適切なまちづくりを推進・誘導していく。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るために、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	建物の共同化及び木造建築物の不燃化を図り、商業、業務施設及び都市型住宅の調和のとれた市街地の整備を進める。	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	鉄道高架化とともに交通広場、主要生活道路及び区画道路を整備し、駅周辺の交通環境の改善を図る。併せて、緑地空間等を新設する。	国道4号沿いの延焼遮断帯の整備を行い、避難路として、都市計画道路の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 鉄道高架化事業を契機に、公共施設整備を公共が行うとともに、各地権者及び周辺住民と公共が協働・協創の下、まちづくりを進める。 2 市街地再開発事業(完了) 4 地区計画(決定済み) 東武伊勢崎線竹ノ塚駅付近連続立体交差事業(事業中) 街路整備事業 足立区画街路14号線(事業中)・補助261号線(一部完了・一部事業中)・竹の塚駅付近広場1(一部完了・一部予定) 5 優良建築物等整備事業等(予定) 都市防災不燃化促進事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化については都市防災不燃化促進事業により誘導し、整備する。 2 土地区画整理事業(一部完了) 4 街路整備事業 補助138号線(一部事業中)補助136号線(一部完了・一部事業中)・放射12号線(一部完了) 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(一部完了・一部事業中) 木造住宅密集地域整備事業(一部完了・一部事業中) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 23 環状 7 号線沿道地区 約 96.0ha (足立区内)	足. 28 中央本町周辺地区 約 88.8ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区的防災性の向上を図る。また、幹線道路の自動車交通騒音等の防止を図るため、沿道整備を促進し、住環境の改善を進める。	庁舎を中心とする周辺地域において不燃化を促進し、区の行政・文化・情報・防災の拠点としてふさわしい景観づくりを進めるとともに、都市基盤整備を含めた災害に強いまちづくりを推進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域 新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るために、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。	市街地の防災不燃化を促進し、合わせて住環境整備の向上を図る。さらに、住・工共存により良好な市街地としての土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。また、沿道環境整備事業により建築物の防音構造化の促進及び緩衝建築物の誘導を図る。	老朽木造建築物の不燃化、共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環状 7 号線沿いの整備を図る。	道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間の更新時に実施するものとし、不燃化、緩衝帯については都市防災不燃化促進事業、沿道環境整備事業により整備する。 2 土地区画整理事業(一部事業中・一部完了) 4 街路整備事業 補助 140 号線(事業中) 放射 11 号線(完了) 都市計画道路 環状 7 号線(一部完了) 補助 138 号線(一部完了・一部予定) 補助 255 号線・補助 256 号線・足立区画街路 7 号線(予定) 補助 253 号線・足立区画街路 10 号線 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 防災生活圏促進事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 防災拠点としての庁舎、道路等の公共施設の整備は公共が行い、不燃化建築物及び住環境は民間が整備する。 4 街路整備事業 補助 138 号線(事業中) 都市計画道路 補助 256 号線(予定) 沿道地区計画(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画(一部決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圏促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 30 千住大川端閑屋地区 約 50.2ha (足立区南部)	足. 32 六町地区 約 69.0ha (足立区北東部)	足. 34 興野地区 約 49.1ha (足立区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市機能の更新、居住環境の改善及び良好な住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の総合的な整備を図る。	つくばエクスプレス六町駅周辺を新しい主要な地域拠点として商業、文化、業務機能等の育成を図り、活気あふれるまちづくりを進めるとともに、道路、公園、水辺等の整備や住宅と工場等の調和を図り、安全で潤いのある豊かなまちづくりを進める。	公共住宅の建替、計画道路の整備を含め、良質な市街地住宅の供給を推進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	隅田川沿いの工場跡地等の土地利用転換の適切な誘導を行う等により活気に満ち、安全かつ快適で景観に配慮した、魅力ある住宅地を整備するとともに公共施設の整備を促進する。	良好な住環境の住宅地として、土地の合理的な利用を図る。 また、駅前周辺及び都市計画道路沿いと調和のとれた商業系の土地利用の増進を図る。	住宅建設の誘導と宅地化農地との一体的整備を行い、土地の合理的な利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	良質な住宅の建設を促進するとともに、商業、業務等の複合した住宅開発及び住工共存を誘導し地域活力や利便性の向上を図る。	道路、公園等、生活基盤の整備を促進することにより居住環境の向上と土地利用の合理的な利用を図る。	公共住宅の建替及び宅地化農地の活用による、良好な住環境を形成する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	交通広場、公園・緑地、生活関連施設、下水道ポンプ場、高規格堤防及び道路等の整備を図る。	都市計画道路補助140号線、258号線、区画道路、交通広場及び公園の整備を図る。 また、綾瀬川の護岸沿いの環境整備を図る。	地区内の都市計画道路補助138号線を含め、未整備な道路を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 各地権者及び周辺住民と公共とが、協議の下に、まちづくり方針及び再開発地区計画を策定し、各種事業を推進し整備する。 2 市街地再開発事業 (予定) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 4 都市計画道路 補助192号線・閑屋駅付近広場 1号 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 住宅市街地総合整備事業<密集型> (予定) 高規格堤防整備事業 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共団体施行の土地区画整理事業により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 行政と地区住民との協力により事業を推進するため、住民組織活動の支援を行う。 2 土地区画整理事業 (事業中) 4 街路整備事業 補助140号線・補助258号線 (事業中) 沿道環境整備事業 (事業中) 沿道地区計画 (決定済み) 地区計画 (決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 住宅市街地総合整備事業により、公共住宅及び計画道路や区画街路等の整備を行う。 4 都市計画道路 補助138号線・補助253号線 地区計画 (決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業 (予定) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 不燃化推進特定整備地区 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 36 佐野・六木地区 約 24.8ha (足立区北東部)	足. 40 新田地区 約 74.0ha (足立区南西部)	足. 41 補助 136 号線沿道地区 約 30.0ha (足立区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園等の公共施設を整備、改善し、良好な住宅地を造成することにより、住みよいまちづくりを進める。	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を利用した親水性のある住宅を建設するとともに、周辺地域への波及効果をもたらす商業・業務施設を誘導する。	大規模な地震などに伴い、発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	良好な住環境の低層住宅地として土地の合理的な利用を図る。	地区的周辺を荒川、隅田川に囲まれているという特性を生かしながら、道路や高規格堤防を整備し、環境共生型の住宅等の導入を図る。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。	住工混在地域は合理的に再配置し、開発地については、水辺空間を生かした良好な市街地の形成を図る。	都市防災不燃化促進事業により不燃化建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助259号線、274号線及び区画道路の整備と公園の整備を図る。	橋梁の新設を含めた幹線道路、区画道路、公園、下水道ポンプ場及び高規格堤防等の整備を図る。	延焼遮断帯として、都市計画道路補助136号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共団体施行の土地区画整理事業により公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 2 土地区画整理事業(事業中) 4 街路整備事業 補助 259 号線・補助 274 号線 (事業中) 地区計画(決定済み) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 大規模開発に耐え得る都市基盤整備及び当地区の整備方針に沿った民間開発の誘導を図る。 4 街路整備事業 足立区画街路 7 号線(一部完了) 都市計画道路 環状 7 号線 公園(完了)・新田公園 沿道環境整備事業(事業中) 沿道地区計画(決定済み) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業〈拠点型〉(事業中) 高規格堤防整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。 4 街路整備事業 補助 136 号線【特定整備路線】 (一部完了・一部事業中) 5 都市防災不燃化促進事業(事業中) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号	地区名	足. 42 西新井駅西口周辺地区
面積 (ha)		約 100.8ha
(おおむねの位置)		(足立区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	西新井駅西口広場の整備と合わせて主要な地域拠点地区にふさわしい高度利用を図るとともに、安全な避難場所を確保しながら住工混在、木造老朽密集住宅地の整備を進め、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	西新井駅の交通利便性の良さを生かし、商業、業務施設、都市型住宅の導入を図る。また、地区内の近隣商業、業務地を整備するとともに、市街地の防災不燃化の促進と合わせて、住商の調和と住工共存の環境整備を図る。	
c 建築物の更新の方針	主要な地域拠点地区における公開空地等の整備と合わせた建築物の高層化を進める。また、木造密集住宅地では、老朽木造建築物の不燃化、共同化等を進め、安全で良好な住環境の形成を図る。 都市防災不燃化促進事業により不燃建築物への更新を促進し、延焼遮断帯の形成を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区の利便性を図るため、交通広場の整備、都市計画道路と地区幹線道路の整備を行う。特に、都市計画道路補助100号線以西の都市計画道路補助138号線については、特定整備路線として整備を進める。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 主要道路、公園等の整備を公共が行い、民間は、住宅市街地総合整備事業<密集型>及び都市防災不燃化促進事業により、建築物の整備と不燃化を行う。拠点地区については、地域特性にあった整備方針を定め、商業、業務施設及び住宅等の誘導を行う。 2 市街地再開発事業 (予定) 4 街路整備事業 補助 138 号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中)足立区画街路 8 号線・足立区画街路 9 号線(一部完了・一部予定) 都市計画道路 補助 137 号線・補助 254 号線 (予定) 足立区画街路 10 号線 沿道環境整備事業 (事業中) 沿道地区計画 (決定済み) 地区計画(決定済み) 防災街区整備地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (一部完了) 住宅市街地総合整備事業<拠点型> (事業中) 防災生活圏促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 不燃化推進特定整備地区 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 44 足立一・二・三・四丁目地区 約 65.9ha (足立区南東部)	足. 45 千住桜木地区 約 28.4ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	住・工混在の木造密集市街地を整備改善し、道路、公園の整備、オープンスペースの確保等により、住環境の改善を図り、安全で快適なまちづくりを進める。五反野駅前周辺については、駅前商業地区にふさわしい土地の有効利用を図り、地域の活性化と災害に強いまちづくりを進める。	都心への近接性、豊かな水辺環境などの好条件を生かしながら、都市生活者の為の良好で多様な住宅を供給するとともに、道路、公園、高規格堤防等の公共施設の整備を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を目指し、住宅地と商業、業務との調和のとれた土地利用を図る。 五反野駅前周辺については、駅前交通広場整備に伴い、駅前にふさわしい土地の高度利用を図る。	隅田川沿いの大規模用地の土地利用転換を地権者合意に基づいて促進し、隅田川の親水空間と一体化した豊かな生活空間を創出する。 居住機能、生活サービス、文化機能、アメニティー機能を配置する。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、木造建築物の建替えを促進し、不燃化を図るとともに、共同化の誘導を進め、オープンスペースの確保等により安全で良好な住環境の形成を図る。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の建築を促進するとともに、水辺に面した居住機能の充実を目的とする適切なボリュームの開発を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区内の区画道路及び公園等の整備、広場の整備を図る。特に都市計画道路補助136号線については、特定整備路線として整備を進める。	公園、緑地、生活サービス、文化施設、高規格堤防及び道路等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 まちづくり方針及び地区計画を策定し、公共と事業者との協力により事業を推進する。 主要道路、公園等の整備を公共が行い、民間は、住宅市街地総合整備事業<密集型>等により、建築物の整備を行う。 4 街路整備事業 補助 136 号線【特定整備路線】(一部完了・一部事業中) 沿道環境整備事業 (事業中) 沿道地区計画 (決定済み) 防災街区整備地区計画 (決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> (一部完了・一部事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (一部完了・一部事業中) 都市防災不燃化促進事業 (完了) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業 (完了) 不燃化推進特定整備地区 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画を策定し、各種事業を導入し段階的に整備する。 都市計画道路、公園、緑地等の整備は公共が行う。 4 都市計画道路 補助 118 号線 地区計画等 (予定) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業 (予定) 高規格堤防整備事業 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 46 小台一丁目地区 約 18.9ha (足立区南西部)	足. 48 綾瀬駅西口地区 約 6.8ha (足立区南東部)	足. 50 北千住駅西口周辺地区 約 49.6ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	地区計画により、工業整備・住工共存整備地域として生産環境と居住環境の調和を図るとともに、日暮里・舎人ライナー足立小台駅の周辺市街地の環境整備を図り、良好な複合市街地の形成を目指す。 中枢広域拠点域	公共施設の整備改善と交通広場等の整備を進めるとともに、土地の高度利用及び商店街の活性化を図る。 中枢広域拠点域	北千住駅の駅前としてふさわしい、活気ある商業地の形成を図るとともに、駅周辺住宅地の防災性を高め、良好な住環境を創出する。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	足立区南部の地域の拠点として、活力と地域住民の交流あるまちづくりを図るための土地利用を進める。また、荒川と隅田川に囲まれた特殊性を生かし、緩傾斜堤防及び高規格堤防と道路の一体的整備及び親水性の高い環境整備を図る。	商業、業務、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅前にふさわしい土地の高度利用を図る。	駅前商業地の土地の高度利用を図る。また、住宅地の防災不燃化を進めるとともに、過密化の解消を図る。
c 建築物の更新の方針	地域拠点にふさわしい魅力ある都市空間を創出する建築物の更新を行う。	土地の高度利用を進めるために、建築物の高層化を図る。	老朽木造建築物の不燃化を図るとともに、商業施設等と都市型住宅の調和がとれた市街地の整備を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	魅力ある都市環境を創出するため、道路、公共交通車両、高規格堤防、緩傾斜堤防、緑道を適切に配置し整備する。	地区の利便性の向上を図るため、地区幹線道路等、都市基盤の整備を行う。	都市計画道路、区画道路を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 行政と地区住民と協議の下に、地区計画を策定し、各種事業を導入し段階的に整備する。 都市計画道路、公園、緑地等の整備は公共が行う。 2 土地区画整理事業 (敷地整序型) (完了) 4 街路整備事業 補助 118 号線(一部事業中) 放射 11 号線・補助 93 号線 (完了) 地区計画(決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (予定) 高規格堤防整備事業 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 5 優良建築物等整備事業等 (予定) 街並み環境整備事業 (完了)	1 密集老朽住宅の建替え、共同化、不燃化及び商業、業務施設と住宅の複合化、中高層化等を市街地再開発事業等により進める。 2 市街地再開発事業 (事業中) 4 街路整備事業 足立区画街路 4 号線(完了) 補助 118 号線 (一部完了) 都市計画道路 補助 139 号線 地区計画 (一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業 (予定) 都市防災不燃化促進事業(完了) 不燃化推進特定整備地区 (事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 55 江北駅周辺地区 約 26.7ha (足立区西部)	足. 57 柳原地区 約 25.9ha (足立区南部)	足. 59 千住仲町地区 約 15.7ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大学病院の誘致を契機に、足立区西部の主要な地域拠点として、学校跡地等の適切な土地利用転換を図り、地域の活性化と防災力向上を目指したまちづくりを進める。	老朽木造建築物の過密化を改善するとともに、地区的狭隘道路の拡幅整備を進め、安全で魅力ある市街地環境を形成する。	木造密集地区の環境改善と土地の高度利用を図るとともに、道路、公園等の整備を進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	災害に強く、安全で快適な歩行者環境を備え、商業、業務施設等の誘導により、主要な地域拠点にふさわしいにぎわいを創出する。	住・商・工の調和のとれた居住環境の形成を図る。	商業・業務施設、住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅周辺にふさわしい土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	良好な住環境を形成するため、整備方針に基づき、建築物を誘導するとともに、道路、公園等の公共施設の整備を促進する。	各種整備事業等を活用し、建築物、公共施設の一体的な整備を促進する。	老朽木造建築物の不燃化、共同協調化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	安全性、利便性、快適性に配慮した道路網の整備を図る。	都市計画道路、区画道路の整備を行う。	駅周辺にふさわしい土地利用を図るため、区画道路の整備を行う。
e その他			
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置	1 道路や公園の整備は公共が行う。建築物の共同化、協調化については、住民が主体となって行い、公共が支援する。	1 地区住民参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により、民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。
2 市街地開発事業	4 街路整備事業 放射 11 号線・補助 251 号線・足立区画街路 6 号線(完了)	4 都市計画道路 補助 139 号線(一部完了) 補助 118 号線・補助 192 号線 防災街区整備地区計画(予定)	4 都市計画道路 補助 139 号線 防災街区整備地区計画(決定済み)
3 都市開発諸制度	都市計画道路 補助 138 号線 地区計画(決定済み)	5 住宅市街地総合整備事業(予定) 木造住宅密集地域整備事業(予定) 不燃化推進特定整備地区(事業中)	5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了)
4 関連事業 (都市計画事業)	5 住宅市街地総合整備事業(予定) 都市防災不燃化促進事業(完了)	6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	6 不燃化推進特定整備地区(事業中) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制
5 関連事業(その他)			
6 他の計画の位置付け	6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 63 江北三・四丁目地区 約 19.7ha (足立区南西部)	足. 65 北千住駅東口周辺地区 約 20.7ha (足立区南部)	足. 66 綾瀬新橋周辺地区 約 4.0ha (足立区東南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽化した公的住宅の建替えを適切に誘導し、地域社会や住民生活に貢献する医療福祉・公共公益用地への土地利用転換とともに、主要な地域拠点としてふさわしい地域の活性化を目指す。	地区の特性を生かした適正な土地利用を誘導することにより、地区の活性化と防災性の向上を促進し、周辺環境の改善と調和を図る。	道路の基盤整備を推進するとともに、住居系建築物の建築を誘導し、良好な居住環境の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	周辺環境との調和を図りながら、合理的な土地利用を図る。	大規模敷地の適正な土地利用転換や既成市街地における都市機能の更新を誘導し、良好な住環境の形成を図り、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。	良好な住環境の中低層住宅地として、土地の合理的な利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	老朽住宅の建替えに合わせ、建物の不燃化、中高層化を図る。さらに、地区計画に基づく規制により良好な建築物を誘導し建替を促進する。	良好な住環境を形成し、都市型住宅の供給の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区の生活道路を整備して、ネットワーク化を図り、公園等の整備を図る。さらに、十分なオープンスペースを活用し、安全で快適な歩行者空間を整備する。	駅の利便性向上のため、交通広場、道路等の都市基盤を整備する。	都市計画道路補助138号線の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公営住宅建替え事業により、公共住宅及び都市計画公園、地区施設等公共施設の整備を行う。 4 都市計画道路 補助 138 号線 地区計画(決定済み) 5 公営住宅建替事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 建築物の整備は、民間の更新時に実施するものとし、不燃化については、都市防災不燃化促進事業により誘導し整備する。し整備する。 2 市街地再開発事業(予定) 4 街路整備事業 足立区画街路 12 号線(完了) 足立区画街路 13 号線(一部完了・一部予定) 都市計画道路 補助 139 号線・補助 192 号線 沿道整備街路事業(予定) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 不燃化推進特定整備地区(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制	1 各地権者及び周辺住民と公共とが協議の下に、まちづくり方針及び地区計画を策定し、各事業を推進する。 4 街路整備事業 補助 138 号線(事業中) 地区計画(一部決定) 5 地区環境整備事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足. 67 花畑五丁目地区 約 21.9ha (足立区北部)	足. 69 補助 261 号線沿道地区 約 9.5ha (足立区北西部)	足. 70 千住西地区 約 60.8ha (足立区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽化した団地への再整備を適切に誘導し、水と緑豊かな住環境の整備や地域活性化に資する大学や商業・業務施設を整備し、生活中心地としての形成を図る。	大規模な地震などに伴い、発生する火災から住民の生命、身体等を保護するため、建築物の不燃化を促進し、地区の防災性の向上を進める。	防災街区整備地区計画、木造密集地域整備事業の導入により、道路や、公園・広場等を整備や建築物の不燃化を促進し、災害に強く安全・安心で住み続けられるまちの実現を目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	周辺と調和した良好な住宅地の形成や創出用地を活用し地域の核となる大学や商業・業務施設の整備を図る。	沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。	地区特性に応じた土地利用の方針を定め、良好な市街地としての土地利用を図る。
c 建築物の更新の方針	既存住宅のストック活用と団地の集約により土地を創出して大学や商業・業務施設を誘致し建物の更新を図る。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	防災街区整備地区計画に基づくまちづくりのルールにより、良好な建築物を誘導する。また老朽木造建築物の不燃化及び共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路、広場など緑の回廊を整備する。	延焼遮断帯の整備を行い、避難路として、都市計画道路補助261号線の整備を行う。	道路や公園等の都市基盤の整備を行う。
e その他			
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置	1 公共は、地区計画を策定する。民間などは、既存住宅のストック活用や質の高い住宅供給、商業施設や公益施設の整備を行う。	1 公共は都市計画道路や地区施設等の公共施設の整備を行い、民間は地区計画に基づき、建築物の更新を行う。	1 地区住民の参加により、地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。
2 市街地開発事業	4 地区計画（決定済み）	4 街路整備事業 補助 261 号線（事業中）	4 都市計画道路 補助 118 号線
3 都市開発諸制度	5 UPR都市機構による団地再生事業（完了）	5 地区環境整備事業（予定）	防災街区整備地区計画（決定済み）
4 関連事業 (都市計画事業)	6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	都市防災不燃化促進事業（予定）	5 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 不燃化推進特定整備地区（事業中）
5 関連事業（その他）			6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制
6 他の計画の位置付け			

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足.71 綾瀬駅東口周辺地区 約 12.1ha (足立区南東部)	足.72 北綾瀬駅周辺地区 約 19.1ha (足立区東部)	足.73 神明二丁目地区 約 12.5ha (足立区北東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	地区計画の導入、土地の有効利用や民間開発の誘導、道路等の整備促進など交通結節機能の充実を図り、緑に包まれた潤いのあるまちづくりを目指す。	北綾瀬駅の始発化に伴い、交通結節機能を向上させ、利便性の高い良好な地域環境を目指すとともに、豊かな緑の維持と保全を図る。	良好な住環境の維持、保全を図り、水と緑に恵まれた良好な住宅地の形成を図る。また建築物の不燃化を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	商業・業務、子育て、福祉、宿泊、都市型住宅を機能的に配置し、調和のとれた駅周辺にふさわしい魅力ある商業空間を形成する。	新たな駅前機能形成のため商業・業務、子育て、都市型住宅などの機能を誘導する。	補助261号線沿道を延焼遮断帯として整備するとともに、避難場所への安全避難を図るため、沿道の不燃化を図りながら、土地の高度利用を促進する。
c 建築物の更新の方針	建物の共同化や地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	地区計画に基づく規制により、良好な建築物を誘導する。	良好な居住環境を形成するために、地区計画等により建築物の規制を行う。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	歩行者空間の確保のため、広場や道路等の都市基盤を整備する。	地区的利便性の向上を図るため、道路や広場等、都市基盤の整備を行う。	延焼遮断帯として、都市計画道路補助261号線の整備を行う。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は地区計画を策定し、民間は地区計画に基づき建築物の更新を行う。 4 地区計画（予定）	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 2 土地区画整理事業（予定） 4 地区計画（予定）	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 街路整備事業 補助 261号線（事業中） 地区計画（一部決定済み・一部予定）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	足.74 西新井駅東口周辺地区 約 27.9ha (足立区西部)	足.75 千住大橋駅周辺地区 約 69.3ha (足立区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市計画道路や公園等の都市基盤の整備を行うとともに、駅東西の一体化や駅前の交通処理機能の向上によりぎわいのあるまちを目指す。	高規格堤防事業や都市基盤の整備を行い、駅前へ商業機能誘導しつつ、防災性の向上と良好な住環境の形成が図られた、住商工が調和した複合市街地の形成を目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区内の中心部は良好な住環境の住宅地と工業が共存した地域として、駅前や道路沿道は土地の高度利用を図り、業務地として誘導する。	各々の地区に適した土地利用を誘導する。また、潤いとゆとりある良好な市街地環境の形成に向けた誘導と保全を図る。
c 建築物の更新の方針	建物の不燃化及び共同化を行う。	地区計画に基づく規制により良好な建築物を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	地区的利便性の向上を図るために、補助255号線や公園、広場等の整備を行う。	駅の利便性向上のため、道路等の都市基盤を整備する。また、高規格堤防を整備し、河川空間との一体的な利用を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 3 総合設計制度(予定) 4 都市計画道路 補助255号線(予定) 都市計画公園 西新井公園 地区計画(予定)	1 地区住民の参加の下、公共が地区の整備方針を定め、各種整備事業により民間建築物の建替えを支援するとともに、公共施設の整備を行う。 4 街路整備事業 足立区画街路11号線(完了) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業(拠点型)(事業中) 高規格堤防整備事業(一部完了、一部事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 3 水戸街道（・飾区・国道）地区 約 34.6ha (葛飾区中央横断)	葛. 5 金町駅南口地区 約 10.0ha (葛飾区北東部)	葛. 6 新小岩駅周辺地区 約 32.5ha (葛飾区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	大震火災時における避難路の安全性を確保するとともに延焼防止を図るため、防災不燃化を促進する。	公共施設を整備するとともに、商業施設の整備、住環境の改善を行い、地区中心にふさわしい市街地の形成を図る。	公共施設を整備するとともに、商業施設の整備、住環境の改善を行い、地区中心にふさわしい市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中核広域拠点域、新都市生活創造域	新都市生活創造域	中核広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	沿道整備街区ごとの整備指針に基づき、不燃化する。	駅前広場を整備し、商業地区として、土地の高度利用を図る。	交通広場や自由通路などの公共施設の整備を機にまちづくりを検討し、建築物の更新に合わせて土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	防火地域及び最低限高度地区の指定に基づき、建物の建替え時期に合わせて耐火建築物等への建替えを誘導し、延焼遮断帯の形成を図る。	地域の中心市街地として、商店街の近代化を推進するとともに、住宅を含む施設建築物の中高層化を図る。	商業施設と都市型住宅の調和した広域複合拠点の形成に向け、再開発等のまちづくり手法を活用して店舗や住宅の共同化を促進し、老朽木造建築物の不燃化や中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	道路、空地等の必要な市街地整備を併せて行う。	交通広場や地区幹線道路及び区画道路等を整備する。	交通広場や自由通路等を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設については公共が整備し、民間建築物は建替え時期による建物の建替えにより整備する。 4 街路整備事業 放射 13 号線（事業中） 地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 防災生活圏促進事業（完了）	1 市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業（一部完了） 4 街路整備事業 補助 327 号線（完了） ・飾区画街路 5 号線（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 市街地再開発事業や地区計画等により公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業 4 街路整備事業 補助 330 号線・葛飾区画街路 2 号線・葛飾歩行者専用道 1 号線（完了） 葛飾歩行者専用道 2 号線・新小岩駅南口自由通路線（事業中） 5 地区計画（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 8 環状7号線沿道（葛飾区）地区 約 43.2ha (葛飾区中央縦断部)	葛. 9 四ツ木駅周辺地区 約 123.2ha (葛飾区南西部)	葛. 12 堀切菖蒲園駅周辺地区 約 120.5ha (葛飾区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正かつ合理的な土地利用を図るために、沿道環境整備を進める。	老朽木造住宅が密集する住商工混在地域の不燃化の促進を図るとともに、京成押上線の立体化に併せて駅周辺の再開発及び基盤整備により、市街地の安全性の向上と商店街の活性化を図る。	住宅地の防災性の向上及び居住環境の整備及び改善により、災害に強い市街地整備を促進する。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中核広域拠点域	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の中高層化を図り、商業、業務、沿道サービス施設及び住宅等がそれぞれ調和し、共存するよう適切に配置することにより、土地の合理的な有効利用を図る。	交通広場、地区幹線道路を整備するとともに、商業施設、住宅及び工場を適正に配置して、土地の高度利用を図る。	狭い道路の整備を積極的に進めるとともに、建物の不燃化を促進し、土地の有効利用を図ることにより、調和のとれた災害に強い住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	環7に面する建築物の中高層化と住宅系建築物の防音構造化を図る。	市街地再開発事業等により、老朽木造住宅の不燃化及び中高層化を図るとともに、商業施設の充実、都市型住宅の供給を行う。また、住工混在地区においては、老朽工場の不燃化及び住環境と調和した工場の建設を促進する。	建築物の更新と規制誘導を行い、安全で良好な住環境の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	環7及び地区内都市施設等の整備促進と合わせ、緩衝施設等の整備を図る。	駅前広場、地区幹線道路、区画道路及び公園を整備する。 京成押上線の立体化を促進する。	補助109号線、広域防火帯、防火道路、防災緑道、公園広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 緩衝建築物の整備及び防音構造化は民間が行い、環状7号線及び緩衝施設等の整備は公共が行う。 4 街路整備事業 補助264号線(事業中) 都市計画道路 環状7号線 沿道地区計画「環七」(決定済み) 地区計画(決定済み) 5 沿道環境整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 市街地再開発事業等により、施設建築物の整備を図るほか、駅前広場等の公共施設については公共が整備を図る。 2 市街地再開発事業 4 街路整備事業 葛飾区画街路4号線・鉄押附3号線(事業中) 都市計画道路 葛飾区画街路6号線 都市高速鉄道 京成電鉄押上線(連続立体交差事業)(事業中) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 緊急木造住宅密集地域防災対策事業(完了) 都市防災不燃化促進事業(完了) 公営住宅建設事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区	1 公共施設については、公共が整備を行い、民間建築物は、地区計画等により整備を図る。 4 都市計画道路 補助109号線 地区計画 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 防災生活圈促進事業(完了) 京成本線荒川橋梁架替事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 13 立石地区 約 90.0ha (葛飾区南西部)	葛. 16 青戸六・七丁目地区 約 17.3ha (葛飾区中央部)	葛. 19 東立石四丁目地区 約 21.7ha (葛飾区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標 都市づくりのグランドデザインの位置付け	駅周辺の再開発により、商業の活性化を図るとともに、地区内の基盤整備を進め、防災性の向上及び居住環境の改善を図ることにより、災害に強い良好な住宅市街地の整備を促進する。 中枢広域拠点域	道路等都市基盤の整備改善と防災拠点機能を有する公園の整備及び良好な居住環境の形成を基本とした複合的な都市機能の導入により土地の有効利用を図り、地域の活性化に寄与する魅力ある市街地の形成を図る。 新都市生活創造域	道路等都市基盤の整備を図るとともに、老朽建築物の建替えを促進し、防災性の向上と居住環境の改善により、市街地の安全性の向上を図る。 中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	駅前広場、地区幹線道路の整備により、商業施設等土地の高度利用を図るとともに、共同化・協調化により周辺市街地の不燃化を推進し、土地の有効利用を図る。	住工の調和した市街地の適正化を図るとともに、生活道路や空地等の確保により、安全で良好な住宅地の形成を図る。	老朽木造住宅の建替え促進や細街路の拡幅整備、有効なオープンスペースや広場の確保により、市街地環境の改善と防災性の向上を図る。
c 建築物の更新の方針	駅周辺の商業施設は、住宅の共同化と老朽木造建築物の不燃化を図る。	地区計画等により建築物等の規制誘導を行い、良好な住環境の形成を図る。	建築物の更新と規制誘導を行い、安全で良好な住環境の形成を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅前広場、補助274号線、地区幹線道路の整備を図る。	区道及び公園の整備を図る。	東立石緑地公園接続道路及び細街路等の都市基盤の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 区は市街地再開発事業により、公共施設の整備を図る。民間は、防火地域の指定に合せて不燃化及び共同・協調建替えを図る。 2 市街地再開発事業 4 街路整備事業 補助 274 号線・葛飾区画街路 3 号線・鉄押附 4 号 (事業中) 都市高速鉄道 京成電鉄押上線(連続立体交差事業) (事業中) 地区計画 (一部決定済み) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 防災生活圏促進事業 (完了) 公営住宅建替事業 (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区	1 公共施設については公共が整備し、民間建築物は、地区計画に基づき整備を図る。 4 公園整備事業 青戸六丁目公園 (事業中) 青戸七丁目公園 (完成) 地区計画 (決定済み) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設については公共が整備し、民間建築物は地区計画等により整備を図る。 4 地区計画 (決定済み) 公園事業 東立石緑地公園 (完了) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 住宅市街地総合整備事業<密集型> (事業中) 木造住宅密集地域整備事業 (事業中) 6 防災再開発促進地区 不燃化推進特定整備地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 20 新宿六丁目地区 約 33.3ha (葛飾区北部)	葛. 22 金町駅北口地区 約 4.2ha (葛飾区北部)	葛. 23 高砂四丁目地区 約 13.8ha (葛飾区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	良好な居住環境の形成を基本とした複合的な都市機能の導入により、土地の有効利用の推進を図るとともに周辺環境に配慮した適切な規制誘導策を講じ、周辺拠点との連携により地域の活性化に寄与する新たな魅力ある市街地の形成を図る。	広域複合拠点である金町駅周辺をにぎわいと活力ある中心市街地として再生するため、基盤整備と併せて商業・業務機能の充実を図る。	周辺環境・地域コミュニティに配慮し都営高砂団地の建替えを促進し、安全な避難場所を確保しながら、併せて都市型住宅等の導入による土地の有効利用を進め、中高層住宅を主体とする良好な市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	中心市街地のまちづくりとの調和を図るとともに、再開発等により駅に近い立地特性を生かした居住空間の整備、オープンスペースの確保を進め、地域の活性化に資する新たな拠点の形成を図る。	駅に近接する低未利用地等を有効利用することにより公共施設及び商業・業務施設等を配置して、土地の高度利用を図る。	周辺環境や防災性の向上に努め、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	再開発等促進区を定める地区計画等により、多様な住宅の誘導とオープンスペースの創出を図り、景観や防災性が優れた魅力ある街並みの形成を図る。	地域の中心市街地として、商業施設等の共同化を推進するとともに、施設建築物の中高層化を図る。	建築物の用途や意匠について制限、最低限度の敷地面積や垣又は柵の構造の制限を設ける。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路等の整備を図る。	交通結節機能や地区幹線を整備する。	十分なオープンスペースを確保し、安全で快適な歩行者空間の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 都市再生機構の土地有効利用事業等を活用し公共施設と民間建築物の整備・誘導を図る。 2 土地区画整理事業(完了) 4 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<拠点型>(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 市街地再開発事業により、公共施設及び施設建築物の整備を図る。 2 市街地再開発事業(予定) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 地区計画を策定し、広場、道路等の公共施設整備を行い、建築物の整備については、都営住宅以外は民間が行う。 2 地区計画(決定済み) 5 公営住宅建替事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	葛. 24 京成高砂駅前地区 約 3.3ha (葛飾区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	高砂駅周辺の交通利便性や安全性・防災性を向上させ、魅力と活力ある広域生活拠点を形成するため、基盤整備に併せて商業・業務機能の誘導を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	駅前は、再開発や共同化等を促進し土地の高度利用を図り、駅前広場や人々が集い憩える空間を創出し、地区の顔にふさわしい商業地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	地域の中心市街地として、再開発や共同化等により、不燃化・中高層化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	駅前広場等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、行政は地元住民に対する活動支援や情報提供を行うとともに、駅前広場等の公共施設の整備を図る。 2 市街地再開発事業 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 2 松江地区 約 8.0ha (江戸川区中央部)	江戸川. 3 平井駅付近地区 約 15.0ha (江戸川区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	商業環境の整備改善を行い、土地の有効利用等も併せて行うことなどにより、商業地域としての再活性化を進める。	居住を誘導し都会に集積した文化・娯楽を始めとする様々な機能を生かした都市生活を楽しむ職住接を可能にするとともに、駅前に安全・安心な歩行空間を確保し商業施設を充実させ、地区内に都市機能増進施設を集積することにより、駅前商業拠点としての魅力と価値の向上を図っていく。また、建物の不燃化や耐震化により地区の防災性を向上させるとともに、一時滞在施設や防災用備蓄倉庫等を整備することで災害に強いまちを形成していく。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	補助 287 号線沿いに環境の良い商業街区を形成させる。 建物の不燃化及び共同化を進めるなど、土地の有効利用も図る。	駅前の建物の更新に併せ、商店街の活性化を図る。
c 建築物の更新の方針	良好な商業環境を形成し、近代的商店街としての整備の促進を図る。	老朽建築物を更新し、防災上の危険を解消し、一定の高度利用を図るとともに様々な都市機能を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助284号線、287号線及び公共空地等の整備を図る。	区画道路、公共空地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、建築物の整備は民間が、優良建築物等整備事業等により整備する。 3 総合設計制度 4 街路整備事業 補助 287 号線 (完了) 都市計画道路 補助 284 号線 地区計画 5 優良建築物等整備事業	1 公共は健全な高度利用を図りながら様々な都市機能へと誘導し、民間は駅前商業街区にふさわしい建築物の整備を行う。 2 市街地再開発事業 (事業中) 3 総合統計制度 高度利用地区 (一部決定済み) 4 地区計画 (一部決定済み)、景観地区 (一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業 (都心共同住宅供給事業) (完了) 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 4 JR 小岩駅周辺地区 約 56.6ha (江戸川区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		駅周辺は江戸川区北部の中心商業地として、活力ある商業環境の整備を進めるとともに、建築物の共同化の促進等により生活拠点としてふさわしい街並みの形成を図る。密集住宅市街地は住環境の改善と防災性の向上を図り、災害に強い住み続けられるまちづくりを進める。 また、都市計画道路の整備に併せて、避難路・延焼遮断帯としての機能を向上させる沿道建築物の不燃化を促進させるとともに、沿道型の合理的な土地利用と都市機能の更新を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		駅周辺は、市街地再開発事業等による土地の高度利用を図り、歩行者空間の創出や交通広場等の駅周辺交通ネットワークの拡充を進め、駅前にふさわしい商業地の形成を図る。 防災性を向上させるため、都市計画道路沿道は、適正な建築物の高度利用と不燃化を図り、また、密集住宅市街地は、建築物の不燃化・共同化の促進、狭い道路の拡幅整備、公園等の確保により、災害に強い快適な住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針		市街地再開発事業等により、不燃化・中高層化を図るとともに、商業環境の充実、都市型住宅の供給を行い、都市計画道路沿道においては、都市防災不燃化促進事業による不燃化・共同化を図る。また、地区全域においては、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		交通広場等の駅周辺の交通ネットワークの拡充を図る都市計画道路を定め整備を進めるとともに、地域の防災性を向上させる都市計画道路(補助142及び143号線)、区画道路、生活道路、公園等の整備を図る。
e その他	1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。 民間は、災害に強く、住み続けられるまちの実現に向け、住宅市街地総合整備事業、優良建築物等整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。 2 市街地再開発事業(事業中) 土地区画整理事業(決定済み) 3 総合設計制度 高度利用地区(一部決定済み) 4 街路整備事業 補助142・143号線【特定整備路線】・補助285号線・区画街路27・28号線(事業中) 都市計画道路 区画街路26・29号線 交通広場整備事業 自転車駐車場(決定済み) 地区計画(一部決定済み) 景観地区(一部決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 優良建築物等整備事業(一部完了) 都市防災不燃化促進事業(事業中) 不燃化推進特定整備事業(事業中) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 5 一之江駅付近地区 約 7.0ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	駅を中心として地域中心核の形成を図るために、地区施設の整備改善を行い、土地の高度利用と商業拠点の整備を進めるとともに、建築物の共同化による防災性の向上等、災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	共同化による建築物の不燃化と狭小敷地等の解消により、住環境の整備と防災性の向上を図る。土地利用については、地区計画に基づき、駅周辺は商業系土地利用とし魅力ある駅前商店街の形成を図り、他は住居系土地利用とする。 また、環7沿道は沿道型の土地利用を進め、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づき、耐火建築物等への更新、共同建替えの誘導を行うなど、良好な商業環境と住環境の整備を図る。 また、環7沿道は、建築物の不燃化及び中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	交通広場、区画道路、歩道者優先道路及び緩衝緑地（環7沿道）等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行う。また、老朽住宅等の共同建替えを促進するため、共同化に対する支援を行う。 民間は、地区整備計画に基づき、建築物の整備を促進する。 4 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 木造住宅密集地域整備事業（完了） 優良建築物等整備事業（完了） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区

番号	地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 7 船堀地区 約 31.6ha (江戸川区中央部)	江戸川. 9 瑞江駅付近・瑞江駅南部地区 約 63.0ha (江戸川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	産業と生活の場が調和した職住一体の活力ある市街地の形成を図る。 船堀駅周辺については、行政施設の建設に併せて適正な高度利用を図りながら、商業、業務、文化、国際、居住など多様な都市機能を集積し、新川と連携しながら快適に回遊できる空間の形成をする。 新庁舎は、区の防災活動拠点として機能強化を図る。	公共施設を整備改善し、瑞江駅を中心とした地域中心核の形成と、良好な商業地、住宅地として整備を進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域		新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	船堀駅周辺を行政・防災の中心と併せ、商業・業務地とし、放射31号線及び補助140号線沿線を商業地とする。その他は住宅と工業の調和のとれた土地利用への転換を図る。	駅周辺は中高層の商業業務地区とし、その他は中層の地区特性を生かした住宅地として、土地の有効利用を図る。	
c 建築物の更新の方針	良好な商業・業務環境及び住環境を形成し、都市型店舗、住宅の供給を促進する。また、駅前広場の機能強化を図る。	駅周辺は不燃化、高度化、土地の共同利用等、高度利用型の建築物の建設を誘導する。 その他は、住宅地とするが、公害面から工場の種類を制限しつつ、活気ある地区とする。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路（補助284号線、289号線、江戸川区画街路第21号線）、公園及び歩行者専用道（幅員12m）の整備を図る。	都市計画道路（補助288号線及び補助143号線並びに江戸川区画街路第11号線、同12号線、同13号線及び同14号線），交通広場、公園、区画道路及び駐輪場の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 住民と行政の協働によるまちづくりを進める。 公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、道路・駅広場等の公共施設の整備改善を図り、民間は、地区計画に基づき、建築物の整備を行う。 2 市街地再開発事業 4 街路整備事業 補助 289 号線（完了） 都市計画道路 補助 284 号線・区画街路 21 号線 地区計画（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 地区計画により建築物整備の規制及び誘導を行う。 2 土地区画整理事業（完了） 4 駐輪場（完了） 街路整備事業 区画街路 11 号線（完了） 地区計画（決定済み） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 11 臨海町地区 約 20.7ha (江戸川区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	葛西南部地区の拠点地区にふさわしい、地域の核となる複合市街地を形成するため、周辺環境との調和に配慮しつつ、魅力的な商業、文化、アミューズメント等の都市的機能を導入し、低未利用地の合理的かつ健全な高度利用を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	魅力ある複合市街地を形成するために、交通広場の周辺には、宿泊施設、文化施設及び商業施設等を立地誘導し、補助290号線の沿道は、生活幹線軸としてシンボルとなる歩行者空間の整備を図るとともに、地域住民の日常生活の利便性を向上させる商業施設等の立地誘導を図る。街区の中心ゾーンには、余暇・交流機能の中心となるアミューズメント機能を導入する。
c 建築物の更新の方針	周辺市街地との景観構造に配慮したランドマークやシンボルとなる建築物の立地を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	新たに商業・業務・レジャー・文化・公共公益施設等の整備を図る。また、歩行者と自動車の動線を分離、アメニティ豊かな広場や歩行者通路を整備するなど地区内外へのスムーズな流入出を図る。街区の北側及び西側には、隣接する都市計画緑地と連携して、地域の水と緑のネットワークを強化・補完し、周辺市街地との緩衝空間となる緑地を整備する。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 葛西南部地区の拠点として民間活力の導入等により、新たな基盤施設の整備を図る。 2 土地区画整理事業(完了) 3 再開発等促進区を定める地区計画(決定済み) 4 街路整備事業 補助290号線(完了)、補助292号線(完了)、幹線道路事業 東京湾環状線(完了)、 都市高速道路事業 湾岸線(完了)

番号	地区名	江戸川. 13 下鎌田地区 約 34.3ha (江戸川区東部)	江戸川. 16 一之江駅付近西部地区 約 13.3ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設を整備改善し、土地の有効利用を図り、地域の活性化を図る。また、積極的に緑及びオープンスペースの確保を図り、潤いのあるまちづくりを進める。	公共施設を整備するとともに、適正な土地利用を図り快適で安らぎのある居住環境の形成を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	既存商店街は、小売店舗地区として商業、業務施設の集積を図る。他地区については環境の良い低中層住宅地として、土地の有効利用を図る。	地区計画に基づき、放射31号線、環状7号線遠藤については、商業系、業務系、流通系施設等の立地誘導を図り、その他は良好な住居系の市街地形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	良好な住環境の形成を図りつつ、中密度程度の都市型住宅の供給の促進を図る。	地区計画に基づき、建築物の規制誘導を図り、良好な居住環境の形成を図るとともに、放射31号線沿道については、建築物の中高層化を、環7沿道は、建築物の不燃化、中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助285号線、特例都道450号線及び区画道路の整備を図る。歩行者道路は緑化に努め、安全かつ快適なものとして整備する。	補助290号線、公園、区画道路、緩衝緑地（環7沿道）等の整備を図る。	
e その他	1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共施設整備は公共が行い、民間は地区整備計画に基づき、整備を促進する。 4 街路整備事業 補助285号線（完了） 区画街路13号線（事業中） 地区計画（一部決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共施設整備は公共が行い、建築物は民間が地区整備計画に基づき、整備を促進する。 4 街路整備事業 補助290号線（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 地区計画（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 17 瑞江駅西部地区 約 30.4ha (江戸川区東部)	江戸川. 20 環状7号線沿道地区 約 59.5ha (江戸川区内)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	瑞江駅を中心とした地域中心核の形成を図るため公共施設を整備改善し、商業地及び良好な住宅地として整備を図る。	道路交通騒音を防止し、沿道型の合理的な土地利用を図るとともに、緑を適正に配置し、潤いのある沿道環境の形成を図る。 また、建築物の不燃化を促進し、避難路・延焼遮断帯としての機能を向上させる。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	地区特性を生かし、適切な土地の有効利用の促進と利便性が高く多様な機能が共存する住居系複合市街地及び駅周辺へと連なる沿道型商業地の形成を図る。	沿道型の土地利用を進め、土地の高度利用を図る。
c 建築物の更新の方針	都市型戸建て住宅の供給により、居住水準の向上を図る。 また、統一感のある建物形態及び緑化の推進により良好な街並みの形成を図る。	建築物の不燃化、中高層化を図るとともに遮音構造化・防音構造化を進め る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路（補助285号線、同288号線、江戸川区画街路第11号線、同12号線及び同13号線）、公園及び区画道路の整備を図る。	沿道、区画道路及び緩衝緑地等の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 公共団体施行の土地区画整理事業により、公共施設の整備改善と宅地の利 用増進を図る。 建築物は、民間が地区整備計画に基づき、整備を促進する。 2 土地区画整理事業（事業中） 4 街路整備事業 補助285号線・区画街路13号線（事業中）、 補助288号線・区画街路11号線・12号線（完了） 地区計画（決定済み） 5 住宅市街地総合整備事業（事業中） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）	1 公共は耐火建築物への誘導及び公共施設整備を行い、建築物の整備は民間 が行う。 4 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）

番号	地区名	江戸川. 21 中央地区 約 15.0ha (江戸川区中央部)	江戸川. 22 東葛西五丁目付近地区 約 40.5ha (江戸川区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	現区役所本庁舎移転後の跡地は、周辺の文化施設を生かしながら、その他公共施設の在り方と併せて、総合的な整備を進め、にぎわい空間を創出する。	駅付近にふさわしい適切な土地の有効利用の促進と地区内に不足する緑を充実し、住環境の向上を図りながら、便利さと住みやすさを備えた潤いのある住宅地として改善及び保全に努める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	住、工、商の混合する複合市街地とし、これらが調和した地区として整備する。	幹線道路沿道については、商業・業務・流通・住宅等が共存する沿道型複合市街地の形成を図るとともに、上地の高度利用を図る。また、補助289号線沿道は沿道型住居系市街地、その他は戸建住宅と共同住宅等が調和した住居系複合市街地の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づき区の中心核にふさわしい住、商、工の調和のとれた建築物の誘導を図る。	地区計画に基づき良好な中層住宅地の整備を促進する。 また、環7沿道は、建築物の不燃化、中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助286号線、公園等の整備を図る。	補助289号線、区画道路、公園、緩衝緑地（環7沿道）等について整備を図る。	
e その他			
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置	1 公共施設の整備は公共が行い、民間の建築物等については、計画的な誘導により整備を促進する。	1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、公園等の公共施設の整備を推進し、民間の建築物等については地区整備計画に基づき整備を促進する。	
2 市街地開発事業	4 街路整備事業 補助 286 号線（事業中） 地区計画	4 街路整備事業 補助 289 号線（完了） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 地区計画（決定済み）	
3 都市開発諸制度			
4 関連事業 (都市計画事業)			
5 関連事業（その他）			
6 他の計画の位置付け			

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 23 谷河内一丁目地区 約 9.0ha (江戸川区東部)	江戸川. 24 一之江駅付近西部第二地区 約 24.6ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設を整備改善し、良好な住宅地を造成することにより、住みよいまちづくりを進める。	公共施設を整備改善し、良好な住宅地の整備を進める。 また、一之江境川緑地周辺は、親水公園を中心とした広がりのある水と緑豊かな都市景観の創出を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	放射15号線（京葉道路）沿道は、業務、沿道サービス施設等の土地利用を図る。その他は良好な低中層住宅地として、土地の有効利用を図る。	放射 31 号線沿道は、業務、沿道サービス施設等の土地利用を図る。その他は良好な低中層住宅地として、土地の有効利用を図る。 また、一之江境川緑地周辺は、親水公園特有の水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	放射15号線（京葉道路）沿道については不燃化及び高度化を進め、そのほかについては、都市型住宅の供給促進と良好な住環境の形成を図る。	放射 31 号線沿道は、不燃化及び高度化を進め、その他は都市型住宅の供給促進と良好な住環境の形成を図る。 また、一之江境川緑地周辺は、景観地区・地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	公園及び区画道路の整備を図る。	都市計画道路（補助 289号線、290号線）、公園、緑地及び区画道路の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 土地区画整理事業等により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 2 土地区画整理事業（決定済み） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設整備は公共が行い、民間は、地区整備計画に基づき建築物等の整備を行う。 また、一之江境川緑地周辺は、住民と行政の協働によるまちづくりを進めため、公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行う。 4 街路整備事業 補助 289 号線（完了） 補助 290 号線（事業中） 地区計画（決定済み） 景観地区（決定済み） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川. 25 篠崎駅西部地区
面積 (ha)		約 14.1ha
(おおむねの位置)		(江戸川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		篠崎駅を中心とした地域中心核の形成を図るため、公共施設を整備改善し、商業地及び良好な住宅地の形成を図るとともに、篠崎公園の整備計画とも整合を図っていく。また、密集住宅市街地の防災性の向上と住環境の改善を図り、災害に強い安全で快適なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		都市再生区画整理事業（安全市街地形成型）等により、狭あい道路の拡幅、行き止まり道路の解消、公園の確保等基盤整備を図るとともに、建築物の不燃化・共同化により防災性の向上と土地の有効利用を図る。また、篠崎駅周辺の土地利用については、駅前にふさわしいにぎわいのある中高層の商業地とし、その他の地域は、戸建住宅と中高層住宅とが調和しながら多様な機能が共存する一般住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針		良好な商業環境及び住環境を形成するとともに、老朽建築物等の建替えによる不燃化・共同化の促進を図る。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		防災上の軸となり、日常のコミュニティ活動や災害時の避難経路として有効なふれあい道路の整備や地区の防災性を高める辻公園及び区画道路の整備を図る。
e その他		1 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、都市再生区画整理事業（安全市街地形成型）等により、道路・公園等の公共施設の整備を促進する。 民間は、災害に強く、安全で快適なまちづくりの実現に向け、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		2 土地区画整理事業（事業中）
2 市街地開発事業		4 地区計画（決定済み）
3 都市開発諸制度		5 住宅市街地総合整備事業<密集型> 優良建築物等整備事業（完了）
4 関連事業 (都市計画事業)		6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号	地区名	江戸川. 26 平井七丁目北部地区 約 3.8ha (江戸川区西部)	江戸川. 28 一之江中央地区 約 31.4ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	高規格堤防事業と土地区画整理事業等の合併施行により、公共施設を整備改善し、潤いと活力ある複合市街地の形成を図る。	道路、公園等の公共施設の整備改善と老朽木造建築物の建替え促進により、住み続けられる安全で快適なまちづくりを進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	住宅と工場とが調和した複合市街地として、居住環境の向上と土地の有効利用を図る。	環状 7 号線沿道は、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯等として土地の有効高度利用を促進し、今井街道沿道は、よりにぎわいのある商業地の形成を目指す。 補助 288 号線、290 号線及び一之江通り沿道は中層、その他は低中層住宅地の形成を目指す。 また、一之江境川緑地周辺は、親水公園特有の水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	工場と共に存した都市型住宅の供給を図る。 なお、土地区画整理事業地区は、区画道路沿いに壁面の位置や高さをそろえた協調した町並みの形成を図る。	老朽木造建築物の耐震化・不燃化・共同化を図る 特に、環状 7 号線沿道は、建築物の不燃化及び中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。 また、一之江境川緑地周辺は、景観地区・地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	荒川緑地、都市計画道路補助 122 号線、公園及び区画道路の整備を図る。	都市計画道路補助 288 号線、290 号線、区画道路、公園及び緩衝緑地（環 7 沿道）の整備を図る。また、一之江境川緑地の拡充を図る。	
e その他	1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	1 地区計画により建築物の整備、誘導を行う。 2 土地区画整理事業（完了） 4 都市計画道路 補助 122 号線 地区計画（決定済み） 5 高規格堤防事業（一部完了） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 また、一之江境川緑地周辺は、住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、公園、緑地等の公共施設の整備を図る。 民間は、水と緑豊かな良好な都市環境の創出を目指し、景観地区及び地区整備計画に基づき、魅力的な街並み景観の形成を図る。 4 街路整備事業 補助 288 号線、補助 290 号線（事業中） 沿道環境整備事業（事業中） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 地区計画（一部決定済み） 景観地区（決定済み） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川. 29 一之江駅北部地区 約 15.9ha (江戸川区中央部)	江戸川. 30 春江・西瑞江地区 約 46.1ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	道路、公園等の公共施設の整備改善と老朽木造建築物の建替え促進により、住み続けられる安全で快適なまちづくりを進める。	道路、公園等の公共施設の整備改善と老朽木造建築物の建替え促進により、住み続けられる安全で快適なまちづくりを進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域		新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	<p>環状7号線沿道は、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯等として土地の有効高度利用を促進し、中高層の住居系複合市街地の形成を図る。今井街道沿道の既存商店街は、よりにぎわいのある商業地の形成を目指す。</p> <p>一般住宅地については、補助288号線沿道は中層、その他は低中層の良好な住宅地の形成を図る。</p>	<p>補助 285号線沿道の既存商店街は、よりにぎわいのある商業地の形成を目指す。</p> <p>一般住宅地のうち、補助 285号線及び補助 288号線沿道は中層、その他は低中層住宅地の形成を目指す。</p>	
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物の耐震化・不燃化・共同化を図る。 特に、環状7号線沿道は、建築物の不燃化、周辺環境と調和した中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。	老朽建築物の耐震化・不燃化・共同化を図る	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	都市計画道路補助 288号線、区画道路、公園及び緩衝緑地（環7沿道）の整備を図る。	都市計画道路補助285号線、区画道路及び公園の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 （都市計画事業） 5 関連事業（その他） 6 他の計画の位置付け	<p>1 公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が地区整備計画に基づき行う。</p> <p>4 街路整備事業 補助 288号線（完了） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 地区計画（決定済み）</p> <p>5 都市防災不燃化促進事業（完了） 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了）</p> <p>6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）</p>	<p>1 公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。</p> <p>4 街路整備事業 補助 285号線（事業中）・補助 288号線（完了） 地区計画（一部決定済み）</p> <p>5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（完了）</p> <p>6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）</p>	

番号	地区名	江戸川. 32 松島三丁目地区 約 25.6ha (江戸川区中央部)	江戸川. 33 江戸川一丁目地区 約 34.4ha (江戸川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路の整備、公園等のオープンスペースの確保により、基礎的安全性を高め、災害に強く安全で快適に生活できる市街地の形成を図る。	都市計画道路補助143号線の整備に伴う地区的分断を解消するため、沿道の住宅地では、主要生活道路の整備を進めるとともに、地区内の区画道路、公園等の都市施設の整備改善と、老朽木造建築物等の建替えの促進により、住み続けられる安全で快適なまちづくりを進める。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域	新都市生活創造域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の不燃化・共同化・狭あい道路・行き止まり道路の解消及び公園等のオープンスペースの確保により、災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成並びに適正な高度利用と商業・業務系施設を中心とした商業地の形成を図る。	一般住宅地のうち、補助143号線沿道は中層、その他は低中層住宅地の形成を目指す。	
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図る。	老朽木造建築物の耐震化・不燃化・共同化を図る。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	主要生活道路等の拡幅整備、貴重な防災空間として公園・広場等の整備を図る。	区画道路及び公園の整備を図る。	
e その他	<p>1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進する。 公共は、住民主体のまちづくり活動に対し、活動支援や情報提供を行うとともに、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。 民間は、災害に強く安全で快適に生活できるまちの実現のため、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。</p> <p>2 防災街区整備地区計画（決定済み）</p> <p>3 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 木造住宅密集地域整備事業（事業中） 不燃化推進特定整備事業（事業中）</p> <p>4 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針） 防災再開発促進地区</p>	<p>1 公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。</p> <p>4 都市計画道路 補助 143 号線（完了） 地区計画（決定済み）</p> <p>5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中）</p> <p>6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）</p>	
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置			
2 市街地開発事業			
3 都市開発諸制度			
4 関連事業 (都市計画事業)			
5 関連事業（その他）			
6 他の計画の位置付け			

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 36 京成小岩駅周辺地区 約 8.3ha (江戸川区北部)	江戸川. 37 中葛西八丁目地区 約 17.0ha (江戸川区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	補助143号・264号線の整備に伴う住環境の変化に対応するとともに、必要な道路基盤等を検討する。また、駅周辺の商業地については北小岩地区の中心商業地として、建築物の共同化を促進し、活力ある商業環境の整備を進めるとともに、住環境の改善と防災性の向上を図り、災害に強い住み続けられるまちづくりを進める。	公共施設を整備するとともに、適正な土地利用を図り、快適で安らぎのある居住環境の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	駅周辺は、市街地再開発事業による土地の高度利用を図り、歩行者空間の創出や駅前広場の拡充を進め、駅前にふさわしい商業地の形成を図る。また、補助143号・264号線沿道については、業務・商業機能をもつ中高層建築物等による土地利用を図る。建築物の不燃化・共同化を促進することにより、災害に強く、快適な住環境を備えた住宅の供給を図る。	環状7号線沿道は、沿道型の土地利用を進め、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯等としての土地の高度利用を促進するとともに、中高層の共同住宅と店舗・事務所等が共存した複合市街地の形成を図る。 また、堀江並木通り沿道は、中層共同住宅と店舗・事務所等が共存した中層住宅地の形成を図る。その他は、戸建住宅と共同住宅等が調和した低中層住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	市街地再開発事業等により、不燃化・中高層化を図るとともに、商業環境の充実、都市型住宅の供給を行う。	地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。環状7号線沿道は、建築物の不燃化、遮音構造化・防音構造化を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助143号線、補助264号線、駅前広場等の整備を図る。	主要生活道路等の拡幅整備、貴重な防災空間として公園・広場等の整備を図る。 また、環7沿道については緩衝緑地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、公共は地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、道路・駅前広場等の公共施設の整備を図る。また、民間は、災害に強く、住み続けられるまちの実現に向けて、市街地再開発事業等を活用し、建築物の更新を図る。 2 市街地再開発事業 4 街路整備事業 補助264号線(事業中) 都市計画道路 補助143号線 地区計画 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共は、住宅市街地総合整備事業(密集型)等を活用し、道路・公園等の公共施設整備を図る。また、民間は地区整備計画に基づき建物の更新を図る。 4 沿道地区計画「環七」(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 都市防災不燃化促進事業(完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川.38 二之江西地区 約 51.0ha (江戸川区南西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	補助289号線整備に伴う沿道及び補助290号線（整備済）沿道の合理的な土地利用を図るとともに、地区内の区画道路、公園等の都市施設の整備改善と、朽木造建築物等の建替えの促進により、住み続けられる安全で快適なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	補助289号線及び補助290号線沿道は中層、その他は低中層住宅地の形成を目指す。また、環状7号線沿道は、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯として上地の有効高度利用を促進し、古川及び新川沿川は水と緑豊かな良好な環境と一体となった上地利用を誘導するとともに、新川整備計画に適合しつつ周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	住宅市街地総合整備事業<密集型>による建替え促進を図る。古川、新川沿線地区については、恵まれた水と緑と調和した潤いある街並みを整備する。環状7号線沿道は、建築物の不燃化及び遮音構造化・防音構造化を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助289号線の整備を図るとともに、主要生活道路等の拡幅整備、貴重な防災空間として公園・広場等の整備を図る。環7沿道の緩衝緑地の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、住宅市街地総合整備事業等を活用し、道路・公園等の公共施設整備を図る。 また、民間は地区整備計画に基づき建物の更新を図る。 4 沿道地区計画「環七」（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 地区計画（決定済み） 景観地区（決定済み） 街路整備事業 補助289号線（事業中） 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>（事業中） 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川. 39 江戸川・東葛西地区
面積 (ha)		約 109.4ha
(おおむねの位置)		(江戸川区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		補助289号線の整備に伴う住環境の変化に対応するとともに、必要な道路基盤等を検討し、安全で快適に住み続けられるまちを目指す。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		環状7号線沿道及び放射29号線沿道は、中高層の沿道型複合市街地の形成を図る。また、補助289号線沿道は中層住宅地、その他の地区は低中層住宅地の形成を図る。また、古川及び新川沿川は水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、新川整備計画に適合しつつ、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。
c 建築物の更新の方針		環状7号線沿道は、後背住宅地の環境と調和を図りつつ、建築物の不燃化を促進し、避難路機能の拡充を図る。また、遮音構造化・防音構造化を進める。補助289号線沿道は、後背住宅地の環境と調和のとれた中層住宅地として整備する。その他の地区は、低中層住宅地として整備する。特に古川、新川沿線地区については、恵まれた水と緑と調和した潤いある街並みを整備する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		都市計画道路補助289号線について整備を図る。
e その他		1 公共施設の整備は公共が行い、建築物整備は民間が行う。 4 沿道地区計画「環七」（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 地区計画（決定済み） 景観地区（決定済み） 街路整備事業（事業中）・補助289号線（事業中） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		
2 市街地開発事業		
3 都市開発諸制度		
4 関連事業 (都市計画事業)		
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川.40 北小岩一丁目東部地区 約 2.1ha (江戸川区北部)	江戸川.41 西篠崎地区 約 11.0ha (江戸川区東部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	高規格堤防の整備と一体として公共施設の整備改善を行い、良好な住宅地の形成を図るとともに、建築物の共同化による防災性の向上等、災害に強いまちづくりを進める。	地籍整備型土地区画整理事業による公団修正とともに、通り抜け道路の整備や建替えに併せた狭あい道路の拡幅を促進し、利便性の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	補助142号線沿い及び放射14号線沿いは環境の良い中高層住宅地として土地の有効活用を図る。その他の地域は、環境の良い低中層住宅地として土地の有効活用を図る。	補助143号線沿道を、中高層の業務、商業機能を持たせた施設等の土地利用を図る。その他の地区は、良好な低中層住宅地として土地の有効利用を図る。
c 建築物の更新の方針	老朽木造建築物等の建替えにより耐震化、不燃化及び共同化の促進を図る。	低層住宅地は、地区計画等を活用しながら、良好な都市景観に配慮した建築物等への更新を図る。補助143号線沿道は、幹線道路にふさわしい流通、業務、工業、商業及び住宅が共存する複合施設と高度利用を誘導する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助142号線、区画道路の整備を図る。	区画道路については、私道の公道化や通り抜け道路に整備し、また公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割 や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 土地区画整理事業等により、公共施設の整備は公共が行い、建築物の整備は民間が行う。 2 土地区画整理事業 (事業中) 4 街路整備事業 補助 142 号線 (事業中) 地区計画 (決定済み) 5 優良建築物等整備事業 高規格堤防整備事業 (完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備は公共が行い、建築物は地区整備計画に基づき民間が整備する。 2 土地区画整理事業 [地籍整備型] (完了) 4 地区計画 (一部決定済み) 街路整備事業 補助 143 号線 (完了) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川.42 上篠崎地区 約 50.0ha (江戸川区東部)	江戸川.43 中葛西二丁目地区 約 20.0ha (江戸川区南部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設の整備改善を図り、良好な住宅地の形成を図る。	駅付近にふさわしい適切な土地の有効利用の促進を図るとともに、地区内に不足する緑を充実させ新川の水辺空間を生かした、潤いある緑に包まれた質の高い住宅市街地の形成を図る。	
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域	
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	環境の良い低中層住宅地として土地の有効利用を図る。 鹿骨街道沿いは、商業地の土地利用を進める。	幹線道路沿道については、商業・業務・沿道サービス施設や共同住宅等の立地誘導を図りながら、延焼遮断帯等としての土地の高度利用を促進し、また、環7沿道は道路交通騒音の防止を図り、中高層の複合市街地の形成を図る。その他は、戸建て住宅と中層の共同住宅が調和した土地利用を誘導しながら、身近な店舗なども共存する住居系市街地の形成を図る。 また、新川沿川は水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、新川整備計画に適合しつつ、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。	
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。	地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。 また、環7沿道は、建築物の不燃化及び中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。	
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助 286号線、補助 288号線、区画街路22号線、区画街路25号線、公園・緑地及び区画道路の整備を図る。	区画道路の整備を図る。 また、環7沿道については緩衝緑地の整備を図る。	
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業 (その他) 6 他の計画の位置付け	1 土地区画整理事業等により、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図る。 2 土地区画整理事業(一部事業中) 4 地区計画 街路整備事業 補助 288号線 (事業中) 都市計画道路 補助 286号線・区画街路22号線・25号線 江戸川緑地 (事業中) 特別緑地保全地区 (決定済み) 5 高規格堤防整備事業 住宅市街地総合整備事業 6 重点地区 (住宅市街地の開発整備の方針)	1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、公共は地元に対する活動支援や情報提供などをを行うとともに、道路等の公共施設の整備を図る。建築物の整備は民間が行う。 4 地区計画 (決定済み) 沿道地区計画「環七」 (決定済み) 沿道環境整備事業 (事業中) 5 都市防災不燃化促進事業 (完了) 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川.44 小岩四東付近地区 約 13.0ha (江戸川区北部)	江戸川.45 一之江境川親水公園沿線地区 約 19.0ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	市街地環境に配慮した秩序ある建築計画を誘導し、良好な居住環境と住・商施設が共存する高い利便性を併せ持つ活気ある市街地を形成する。	親水公園を中心とした水と緑豊かな環境の下、魅力的な景観が多く存在する地区的特徴を生かした個性のある街並みを保全するとともに、広がりのある水と緑豊かな都市景観の創出を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	放射14号線（蔵前橋通り）と補助143号線（柴又街道）沿道については健全でにぎわいのある商業・業務施設と共同住宅が共存する中高層複合市街地の形成を図り、そのほかについては良好な中低層住居系複合市街地の形成を図る。	一之江境川親水公園特有の水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。また、利便性の高い幹線道路等の沿道においては、親水公園のゲートとして空の広がる良好な街並みを保全しつつ、周辺環境と調和したにぎわいのある土地利用を誘導する。
c 建築物の更新の方針	幹線道路沿道については、後背住宅地の環境に配慮しつつ、適切な土地の高度利用により不燃化を促進し避難路機能の拡充を図る。 一般住宅地は沿道緑化の推進、適切な隣棟間隔の確保等により快適な住環境の向上を図る。	景観地区・地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	日常の憩いの場や災害時の緊急避難地等の防災空間とするため、公園・広場等の整備・拡充に努める。既存の緑道は安心・快適に通行できる歩行者用通路として確保する。	補助288号線及び289号線の整備並びに一之江境川緑地の拡充を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、公共は公園や広場等の整備・拡充に努め、民間は、地区整備計画に基づき建物の更新を図る。 4 地区計画（決定済み） 都市計画道路 補助 143 号線 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)	1 住民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、公園、緑地等の公共施設の整備を図る。民間は、水と緑豊かな良好な都市環境の創出を目指し、景観地区及び地区整備計画に基づき、魅力的な街並み景観の形成を図る。 4 街路整備事業 補助 289 号線（完了） 都市計画道路 補助 288 号線 景観地区（決定済み） 地区計画（決定済み） 沿道地区計画「環七」（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 5 都市防災不燃化促進事業（完了） 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川. 46 平井二丁目付近地区
面積 (ha)		約 28.6ha
(おおむねの位置)		(江戸川区西部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		補助 144 号線の整備に併せ、沿道の建築物の不燃化を促進し、避難路・延焼遮断帯としての機能を向上させるとともに、沿道型の合理的な土地利用と都市機能の更新を図る。 また、老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路の整備、公園等のオープンスペースの確保により、基礎的安全性を高め、災害に強く安全で快適に生活できる市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		補助 144 号線沿道については、建築物の不燃化及び共同化による延焼遮断帯の形成と適正な高度利用を図る。 また、地区全域において、建築物の不燃化及び共同化、狭い道路、行き止まり道路の解消、公園等のオープンスペースの確保により、災害に強く、快適な住環境を備えた住宅地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針		補助 144 号線沿道については、都市防災不燃化促進事業により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図る。 また、地区全域において、住宅市街地総合整備事業により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図るとともに、地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		補助 144 号線、区画道路及び公園の整備を図る。
e その他		1 住民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、公共は、住民主体のまちづくり活動に対し、活動支援や情報提供を行うとともに、道路・公園等の公共施設の整備を推進する。 また、民間は、災害に強く安全で快適に生活できるまちの実現のため、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		4 街路整備事業 補助 144 号線【特定整備路線】(事業中)、地区計画(決定済み)
2 市街地開発事業		5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中)
3 都市開発諸制度		木造住宅密集地域整備事業(事業中) 都市防災不燃化促進事業(事業中)
4 関連事業 (都市計画事業)		優良建築物等整備事業 不燃化推進特定整備事業(事業中)
5 関連事業(その他)		6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針) 防災再開発促進地区
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 48 南小岩南部・東松本付近地区 約 87.8ha (江戸川区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	都市計画道路補助285号線の整備に併せ、公園などの都市基盤整備を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、緑豊かで多世代が交流できる空間を創出し、安全で安心なまちづくりを進める。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	補助 142 号線及び補助 143 号線沿道は、商業・業務施設と住宅を主体とした延焼遮断帯機能を有する中高層の複合市街地の形成を図る。 補助 285 号線沿道北部は店舗等と住宅が立地する中高層市街地の形成、沿道南部は身近な商業施設等と中高層の共同住宅が共存する延焼遮断帯を有した市街地の形成を図る。 その他は、建築物の不燃化の促進及び狭い道路の拡幅整備、公園等の確保により、災害に強い街並みを形成し、快適な低層・中層が調和する落ち着いた市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針	補助 142 号線沿道については、都市防災不燃化促進事業により、不燃化・共同化を図る。 また、地区全域において、住宅市街地総合整備事業により、老朽木造建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図るとともに、地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	補助285号線、区画道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、道路・公園等の公共施設の整備改善を図る。民間は、災害に強く安全で快適に生活できるまちの実現のため、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。 4 街路整備事業 補助 142 号線、補助 143 号線【特定整備路線】(事業中) 都市計画道路 補助 285 号線 地区計画(決定済み) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型>(事業中) 木造住宅密集地域整備事業(事業中) 優良建築物等整備事業 不燃化推進特定整備事業 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

番号	地区名	江戸川. 49 上一色・本一色・興宮町付近地区
面積 (ha)		約 105.1ha
(おおむねの位置)		(江戸川区北部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標		老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路の整備、公園等のオープンスペースの確保により、災害時の避難や消防活動などの防災上の課題を解決し、災害に強く安全で快適に生活できる市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け		中枢広域拠点域 新都市生活創造域
b 用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要		千葉街道（補助 142 号線）沿道及び鹿骨街道沿道は、建物の不燃・耐震建替えとともに店舗の集約化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図る。 環状 7 号線沿道は、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯等としての土地の高度利用を促進し、住宅・商業施設等が共存した複合市街地の形成を図る。 鹿骨街道沿道から、本一色一丁目にかけての一帯は、住工が共存する市街地環境を目指す。 その他は、建築物の不燃化の促進、狭い道路の拡幅整備、公園等の確保により、災害に強い街並みを形成し、快適な低層、中層が調和する落ち着いた市街地の形成を図る。
c 建築物の更新の方針		地区全域において、住宅市街地総合整備事業により、老朽建築物の建替えを促進し、不燃化・共同化を図るとともに、地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。 環状 7 号線沿道は、建築物の不燃化及び中高層化を図るとともに、遮音構造化・防音構造化を進める。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針		主要生活道路等の拡幅整備及び公園等の整備を図る。
e その他		1 公共は、地元に対する活動支援や情報提供などを行うとともに、道路・公園等の公共施設の整備改善を図る。民間は、災害に強く安全で快適に生活できるまちの実現のため、住宅市街地総合整備事業等を活用し、建築物の更新を図る。 4 都市計画道路 補 142 号線 沿道地区計画「環七」（決定済み） 沿道環境整備事業（事業中） 地区計画 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> 6 重点地区（住宅市街地の開発整備の方針）
1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置		
2 市街地開発事業		
3 都市開発諸制度		
4 関連事業 (都市計画事業)		
5 関連事業（その他）		
6 他の計画の位置付け		

番号 地区名 面積 (ha) (おおむねの位置)	江戸川. 50 東葛西八丁目付近地区 約 13.5ha (江戸川区南部)	江戸川. 51 西小松川町付近 約 55.7ha (江戸川区中央部)
a 地区の再開発、整備等の主たる目標	公共施設を整備するとともに、適正な土地利用を図り、快適で安らぎのある居住環境の形成を図る。	老朽建築物の建替えを促進するとともに、道路の整備、公園等のオープンスペースの確保により、災害時の避難や消防活動などの防災上の課題を解決し、災害に強く安全で快適に生活できる市街地の形成を図る。
都市づくりのグランドデザインの位置付け	新都市生活創造域	中枢広域拠点域
b 用途、密度に関する基本の方針、その他の土地利用計画の概要	環状7号線沿道は、沿道型の土地利用を進め、道路交通騒音の防止及び建物の不燃化を促進し、避難路・輸送路・延焼遮断帯としての土地の高度利用を促進するとともに、中高層の共同住宅と店舗・事務所等が共存した複合市街地の形成を図る。 その他は、戸建住宅と共同住宅等が調和した低中層住宅地の形成を図る。	京葉道路沿道は、避難路・輸送路等として土地の有効高度利用を促進し、船堀街道沿道は、よりにぎわいのある商業地の形成を目指す。 小松川境川親水公園周辺は、親水公園特有の水と緑豊かな良好な環境と一体となった土地利用を誘導するとともに、周辺の住環境に配慮した質の高い街並み景観の形成を図る。 地区全域においては、戸建住宅と共同住宅等が調和した低中層住宅地を形成し、住宅市街地総合整備事業により老朽建築物の建替えの促進を図る。
c 建築物の更新の方針	地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。環状7号線沿道は、建物の不燃化、遮音構造化・防音構造化を進める。	地区計画に基づき良好な住宅地の整備を促進する。
d 都市施設及び地区施設の整備の方針	区画道路及び公園の整備を図る。	区画道路及び公園の整備を図る。
e その他 1 公共及び民間の役割や条件整備等の措置 2 市街地開発事業 3 都市開発諸制度 4 関連事業 (都市計画事業) 5 関連事業(その他) 6 他の計画の位置付け	1 公共施設の整備は公共が行い、建築物整備は民間が行う。 2 土地区画整理事業 4 沿道地区計画「環七」(決定済み) 沿道環境整備事業(事業中) 地区計画 6 重点計画(住宅市街地の開発整備の方針)	1 公共施設の整備は公共が行い、建築物整備は民間が行う。 4 地区計画 街路整備事業 補助144号線(完了) 都市高速道路第7号付属街路事業 第3号、4号(事業中) 幹線街路事業 放射第15号(事業中) 5 住宅市街地総合整備事業<密集型> 6 重点地区(住宅市街地の開発整備の方針)

別表－3 誘導地区のおおむねの位置と整備の方向

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
中ーア	大川端	中央区東南部	業務施設の無秩序な拡大を抑制し、まちのにぎわいの創出とともに、生活環境及び防災性の向上を一体的に進め、にぎわいのあるまちと安全で快適な暮らしやすいまちが調和した区部中心部の複合市街地の形成を目指す。
中ーイ	東日本橋	中央区北部	問屋街の活性化と生活環境及び防災性の向上を一体的に進め、にぎわいのあるまちと安全で快適な暮らしやすいまちが調和した都心複合市街地の形成を目指す。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
港-ア	芝浦・港南	港区東部	定住性のある良好な住宅の供給を図るとともに居住空間と産業空間との調和のとれた地域環境の整備を進める。 また、臨海部にふさわしい潤いのある水辺景観の創出を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
新一イ	大久保一丁目	新宿区中央西部	細街路等の整備と木造住宅の共同化及び不燃化の推進により、良好な市街地の形成を図る。
新一ウ	百人町	新宿区中央西部	細街路等の整備と木造住宅の共同化及び不燃化の推進により、良好な市街地の形成を図る。
新一キ	西早稲田	新宿区中央部	地下鉄副都心線の新駅開業を契機に、駅周辺の交通アクセスの充実、建築物の更新、公共用地の有効活用などを総合的に誘導する。
新一ク	市谷柳町	新宿区中央東部	外苑東通りの拡幅整備に合わせ、沿道の商業施設の維持・発展と周辺環境に調和した住宅の誘導を行い、にぎわいのある魅力を持った良好な市街地の形成を図る。
新一ケ	富久南	新宿区中央東部	環状4号線及び放射24号線（靖国通り）との交差点付近において、交差点の充実、建築物の更新及び土地の高度利用を進め、周辺の業務商業と居住性が調和したにぎわいのある良好な市街地の形成を図る。
新一サ	飯田橋駅東口周辺	新宿区北東部	大規模な交通結節点である飯田橋駅周辺において、都市基盤整備や建築物の更新及び土地の高度利用を進め、周辺の業務商業と居住性が調和したにぎわいのある良好な市街地の形成を図る。また、放射25号線沿道においては、歩行者の安全性向上と、緑豊かで潤いのある中高層複合市街地の形成を誘導する。
新一シ	新宿六丁目	新宿区中央部	土地の高度利用により、住、職、遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い複合市街地の形成を誘導する。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
台一ア	上野	台東区西部	既存の商業、文化等の集積を生かしながら、業務機能の立地を進め、魅力的な拠点として整備を図る。
台一イ	浅草	台東区東部	既存の商業、文化、娯楽等の集積を生かしながら、潤いのある魅力的な拠点として整備を図る。
台一ウ	浅草橋駅周辺	台東区南部	建築物の共同化を進めるとともに駐車場、オープンスペース等を整備し、周辺の地場産業に関連する卸業や業務機能の集積を図り、特色ある拠点として育成する。
台一エ	鶯谷駅周辺	台東区北西部	区北西部における地域の中心として、交通施設等の整備を進め、商業、業務施設などの整備を図る。
台一オ	浅草北部	台東区北部	延焼遮断帯、避難路及び防災活動拠点の整備とその沿道や周辺の不燃化を推進するとともに、オープンスペースの確保や細街路の整備等により、防災性と住環境の向上を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
墨ーア	亀沢地区	墨田区南部	両国と錦糸町の二つの拠点と連携を図り、北斎通り沿道については、すみだ北斎美術館を生かした都市景観の向上と商業機能の誘導を図る。
墨ーイ	吾妻橋地区	墨田区中西部	区庁舎及び高層住宅などの建設により土地の有効が図られた地区周辺において、商業、業務、サービス及び住宅機能の整備を進める。
墨ーウ	向島・押上周辺地区	墨田区中央部	基盤整備を誘導しつつ不燃化を促進し、防災性の向上と良好な住環境の改善を図り、良好な市街地を形成する。
墨ーエ	文花三丁目地区	墨田区中央部	基盤整備を誘導しつつ不燃化を促進し、防災性の向上と良好な住環境の改善を図り、良好な市街地を形成する。
墨ーオ	本所・東駒形	墨田区中西部	隅田川と市街地との地域の活力となる一体的なまちづくりを進めるとともに、建築物の更新を促進し、良好な市街地を形成する。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
江ーア	亀戸	江東区北部	既存の商業集積を生かしながら、業務、商業機能の立地誘導と文化拠点施設の充実や、職と住が調和した居住機能の維持推進を図るとともに、隣接する錦糸町地区との一体性を高め、下町文化を生かした魅力ある中核的な拠点（活性化する産業、文化の街）として育成する。
江ーイ	塩浜・枝川・潮見・辰巳	江東区南部	地下鉄8号線等の整備や再開発の促進により住宅、公園、生活関連施設、レクリエーション施設等の整備を図る。
江ーウ	門前仲町・越中島	江東区西部	JR京葉線の駅配置による住宅建設の活発化に伴い、周辺の市街地の整備を図るとともに隅田川沿岸の親水公園化を進め、地区の環境整備を促進する。
江ーオ	東陽	江東区中央部	地下鉄8号線の延伸を促進するとともに、行政施設、文化センター及び産業会館並びに商業及び業務施設の立地を図り、区の中心地区として整備する。
江ーカ	小名木川駅周辺	江東区中央部	大規模低利用地の有効利用に併せて、周辺市街地の整備を図る。
江ーキ	南砂・新砂	江東区東部	周辺の土地利用との整合を考慮し、住宅、文化、レクリエーション施設を含めた開発と合わせて、駅周辺の整備を図る。
江ーク	木場一丁目	江東区西部	商業・業務機能を中心とした再開発の進捗に併せ、周辺環境の整備等を図る。
江ーケ	佐賀二丁目	江東区西部	一體的な土地の高度利用による有効空地の創出と良好な都市景観の形成を図るとともに、周辺環境の整備を図る。
江ーコ	新木場一丁目	江東区南部	港湾機能との調和を図りつつ、駅周辺地域を、特色ある地域拠点として育成する。
江ーサ	門前仲町	江東区西部	鉄道2線及び主要幹線道路の結節点という立地条件のポテンシャルを引き出す再開発を誘導するなど、駅周辺の商業・業務・交流機能の集積を推進する。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
品一ア	大崎	品川区北部	業務及び商業機能の立地を促進し、城南地域の中核的な拠点として育成する。
品一イ	大井町駅周辺	品川区中央部	既存の商業及び業務機能の集積と公共地等を生かしながら、商業、業務及び文化機能の一層の充実を図り、地区中心として育成する。
品一エ	西小山駅周辺	品川区西部	目黒線の立体化に併せて、道路網の拡充を行い駅前広場を整備するとともに、地域特性を生かしながら商業、住宅等の調和のとれた市街地の形成を図る。
品一オ	目黒駅周辺	品川区北部	目黒駅を中心に、ターミナル機能、居住機能、文化、出会い、都市生活の三つのテーマに沿った広場を中心各機能の充実一体化を図る。
品一ク	立会川駅周辺	品川区南東部	商店街の振興など地区環境の改善を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
目一ア	中目黒駅周辺	目黒区北東部	小規模な木造建築物等が密集した駅前商店街地区及びその周辺地区を整備改善し、土地の高度利用を図るとともに、地区の中心にふさわしい商業、業務及び住宅の調和のとれた市街地を形成する。
目一イ	自由が丘駅周辺	目黒区南西部	道路、鉄道、駅前広場等の基盤整備を促進するとともに、商業環境の整備と良好な住環境の維持保全を図り、商業、業務及び住宅の調和のとれた魅力ある市街地を形成する。
目一ウ	大橋一丁目周辺	目黒区北部	都市高速道路中層環状新宿線大橋ジャンクション建設地区は、環境に配慮した土地の有効利用による地域核を形成するとともに、周辺地域においては、商業、業務、住宅等の調和のとれた市街地整備を進める。
目一エ	目黒駅周辺	目黒区東部	目黒駅に近接し、目黒川を擁し起伏に富んだ立地特性を生かし、商業、業務、住宅、文化・交流機能等が整備された良好な複合的市街地の形成を図る。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
大ーア	西蒲田	大田区南部	商業、業務、文化、娯楽機能の一層の充実を図り、合わせて住環境の改善を図るなど城南地域の魅力ある地区として良好な市街地の整備を進める。
大ーイ	大森北二丁目	大田区北東部	商業、業務機能の充実を図るとともに、地区住環境の改善を進める。
大ーウ	羽田空港移転跡地周辺	大田区東部	羽田空港の再拡張・国際化を見極めながら、周辺地域の環境の改善を図る。
大ーエ	大森本町二丁目地区	大田区東部	地区内の公共施設と環状7号線沿道整備事業と合わせて周辺市街地の整備を進める。
大ーオ	西六郷一丁目	大田区南部	道路の拡幅整備と建築物の共同建替えの誘導により、住環境の整備改善を図る。
大ーキ	西蒲田北部	大田区中央部	地域内の木造建築物の不燃化、道路・公園等の整備の促進により、住環境及び防災性の向上を目指す。また、駅周辺地域については、商業・業務機能の充実を図る。
大ーク	林試の森周辺・荏原(大田区)	大田区北部	幹線道路沿道の不燃化による延焼遮断帯の形成を図り、地域内の木造建築物の不燃化、道路・公園等の整備を促進することにより、住環境及び防災性の向上を目指す。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
世ーア	世田谷区役所周辺	世田谷区中央部	区役所周辺の建築物の不燃化を促進し、防災性の向上を図る。
世ーイ	二子玉川駅周辺	世田谷区南西部	地区中心の周辺部として、住宅地等の整備を図りながら、公共施設の改善を図る。
世ーウ	東深沢	世田谷区南東部	商店街を再開発することにより商業の活性化を図る。
世ーエ	世田谷通り沿道	世田谷区西部	病院、団地、研究所等の大規模な施設が立地する沿道の特性を生かしながら、災害時の避難路として沿道の不燃化を図る。
世ーオ	桜丘二丁目	世田谷区中央部	道路及び小広場の整備、緑の保護育成並びに街区の特性に合わせた良好な住まいと環境づくりを進める。
世ーキ	用賀四丁目	世田谷区南部	地域生活拠点として商業及び業務機能の充実を図るとともに、建築物の共同化を促進し、住宅と共に存した近隣商業地の形成を図る。
世ーク	若林・太子堂周辺	世田谷区東部	災害時の危険度が高い密集市街地の防災性の向上と住環境の整備を図る。
世ーケ	池尻三丁目	世田谷区東部	幹線沿道の商業・業務機能の充実を図るとともに、地区住環境の整備を進める。
世ーコ	代田橋駅周辺	世田谷区北部	地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。
世ース	桜上水駅周辺	世田谷区北部	商業の活性化、地区のサービス機能の充実及び後背の住環境との調和を図り、便利で快適な地域生活拠点の形成を図る。
世ーセ	上北沢駅周辺	世田谷区北西部	地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。
世ーソ	八幡山駅周辺	世田谷区北西部	地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。
世ータ	芦花公園駅周辺	世田谷区北西部	地区生活拠点として商業環境及び住環境の整備・改善を促進する。
世ーチ	千歳鳥山駅周辺	世田谷区北西部	駅周辺の商業環境及び住環境の整備・改善を図り、調和のとれた市街地の形成を図る。
世ーテ	用賀団地 (上用賀四丁目)	世田谷区南西部	住宅団地の建替えに伴い、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。
世ート	鳥山松葉通り団地	世田谷区南西部	住宅団地の建替えに伴い、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。
世一二	深沢団地 (新町一丁目)	世田谷区南部	住宅団地の建替えに伴い、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。

世一ネ	上野毛団地 (野毛一丁目)	世田谷区南西部	住宅団地の建替えに伴い、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。
世一ハ	烏山北団地	世田谷区北西部	住宅団地の建替えに伴い、都市基盤の整備と良好な市街地の形成を図る。
世一ヘ	尾山台	世田谷区南部	建築物の不燃化及び共同化の促進等により、駅周辺の交通環境の改善と住・商の調和のとれた快適な市街地の形成を図る。
世一ホ	奥沢五・六・七丁目	世田谷区南東部	建築物の共同化を推進し、オープンスペースの確保、商業の活性化及び地区サービス機能の充実を図るとともに、便利で快適な地域生活拠点の形成を図る。
世一マ	三軒茶屋駅周辺	世田谷区東部	小さな店舗と住居が共存するヒューマンスケールの面的なぎわいを継承・強化するとともに、新たな働き方やライフスタイル、文化・観光などの魅力となる機能を誘導する。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
渋一ア	渋谷副都心周辺	渋谷区中央部	既存の商業、文化機能等の集積を生かしながら業務機能の拡充を進め、中核的な拠点の強化を図るとともに、情報、文化等の発信地として育成、整備するとともに、隣接する代々木公園と調和したゆとりある景観を創造する。
渋一イ	幡ヶ谷・笹塚	渋谷区北西部	住民と行政の協働による防災まちづくりを推進し、木造密集市街地の耐震化、不燃化及び共同化を進め、建づまりや狭小敷地の解消を図る。
渋一ウ	新宿副都心周辺	渋谷区北部	既存の商業集積を生かしながら業務機能の立地を進めるとともに、公共用地の有効利用などにより、中核的な拠点の強化を図る。 代々木駅周辺では多様なニーズに対応する良質な住宅の供給を図り、職住近接でにぎわいや文化の交流を創出するまちを目指す。
渋一エ	神南地区	渋谷区中央部	情報、文化等の発信地として育成、整備するとともに、隣接する代々木公園と調和したゆとりある景観を創造する。
渋一カ	千駄ヶ谷南地区	渋谷区北東部	新国立競技場などスポーツ関連施設に隣接する地区であり、スポーツを核とした活発な交流が生まれ、集客力の高い、にぎわいと活力のある街の形成を図る。 国立能楽堂を核とした能楽文化や、将棋会館を核とした将棋文化など日本伝統文化の文化遺産を保全・継承、活用することにより、拠点の魅力の向上を図る。 千駄ヶ谷駅前の土地の有効利用と高度利用を図るとともに、周辺に安全で快適な歩行者空間を整備する。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
中野一ア	中野駅周辺	中野区中央部	駅周辺では、街区の再編や土地の高度利用を進めつつ、商業、業務、教育、文化・交流、居住、医療、防災など多様な都市機能が集積された、にぎわいと活力のある安全で利便性の高い複合市街地の形成を図る。
中野一イ	中野白鷺・野方	中野区中西部	木造建築物の密集する地区の改善を図るため建物の不燃化及び共同化を促進するとともに、細街路整備を促進し、防災機能の強化を図り、良好な住宅地として整備する。
中野一ウ	山手通り沿道	中野区東部	環状6号線の拡幅整備に併せて、住宅と商業及び業務の調和のとれた土地利用の誘導を図りつつ、JR東中野駅前広場の整備と駅周辺の拠点整備を進め、魅力ある快適な沿道市街地の形成を図る。
中野一エ	南台三・五丁目	中野区南部	木造建築物の密集する地区的改善を図るため、建築物の不燃化及び共同化を促進するとともに、細街路整備を促進し、防災機能の強化を図り、良好な住宅地として整備する。 また、工業施設の立地する地区は、操業環境の向上を図りつつ、周辺住宅地と調和した市街地の形成を図る。
中野一オ	本町二・三丁目	中野区南部	災害に強いまちづくりを目指すとともに、快適な地域環境の創造や地域のにぎわいと交流の復興など総合的なまちづくりを進めていく。 特に老朽木造住宅が密集している街区では、整備箇所の実情に合った多様なまちづくり誘導手法を使い、民間の自主更新を促し段階的にまちづくりを進める。
中野一カ	上高田・松が丘・沼袋周辺	中野区北部	西武新宿線の連続立体交差事業及び駅前広場、道路等の公共施設の整備に併せて、木造建築物の密集する地区的改善を図るため、建築物の不燃化及び共同化を促進するとともに、細街路整備の促進及び防災機能の強化を図り、良好な住宅地として整備する。
中野一キ	若宮一・二丁目周辺	中野区北西部	延焼遮断帯の形成等を目的に事業実施を予定している補助第227号線（大和町中央通り）沿道について、安全で安心なまちづくりを進めるとともに、良好な住環境の形成を図る。
中野一ク	鷺宮三・四丁目周辺	中野区北西部	西武新宿線の連続立体交差事業に併せて、駅前広場や道路等の公共施設整備とともに、駅周辺の再整備を進め、良好な住環境の形成を図るなど、沿線地域におけるまちづくりを進める。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
杉ーA	高円寺北	杉並区北東部	建物の不燃化、公共施設の整備を進めることにより安全性を向上させ、住、商の調和のとれた快適な市街地の形成を図る。
杉ーイ	上荻一丁目	杉並区中央部	建築物の低層階に商業・業務・文化施設等を誘導し、都市活性化拠点としてのにぎわいと回遊性に富んだ魅力ある都市空間の創出を図る。
杉ーウ	下高井戸駅周辺	杉並区南部	駅周辺地区の住環境や商業環境の改善と併せて、防災性の向上を図り、調和のとれた快適な市街地の形成を目指す。
杉ーエ	桜上水駅周辺	杉並区南部	駅周辺地区の住環境や商業環境の改善と併せて、防災性の向上を図り、調和のとれた快適な市街地の形成を目指す。
杉ーオ	上井草駅周辺	杉並区北西部	西武新宿線の立体交差化に併せて、身近な生活拠点としての機能を高めるとともに、緑豊かで、良好な市街地の形成を図る。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
豊ーア	池袋	豊島区中央部	既存の商業、業務及び娯楽機能に加え、文化、交流及び居住機能の拡充を進め、副都心機能の強化を図る。
豊ーイ	北大塚三丁目	豊島区北部	木造賃貸住宅等の建替え及び不燃化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、生活基盤施設の整備など総合的な住環境の改善を図る。
豊ーウ	千早	豊島区西部	老朽木造住宅の不燃化及び共同化を促進するとともに、区画道路、広場及び防災機能の整備など、住環境の改善を図る。
豊ーエ	池袋三・四丁目	豊島区中央部	木造住宅の不燃化及び共同化を促進し、良質な都市型住宅の供給を図るとともに、広場等のオープンスペースの確保により、防災性の向上と住環境の改善を図る。
豊ーオ	要町三丁目	豊島区西部	幹線道路沿道の建築物の不燃化を図る。
豊ーカ	西巣鴨	豊島区東部	木造住宅の不燃化及び共同化を促進するとともに、生活基盤施設の整備など総合的な住環境の改善を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
北-ア	王子	北区中央部	駅前再整備や新庁舎建設により、にぎわいと拠点性を高めていくとともに、住工の混在した地域としての特性を生かしながら、防災性の向上を図りつつ、豊かなコミュニティに根ざした次世代の居住・産業の場として再生を目指す。
北-オ	浮間北部	北区北西部	補助157号線、埼京線を中心に活気ある生産環境と地域商業活動の調和した土地の合理的な高度利用を促進し、あわせて、良好な住環境の整備を図る。
北-カ	赤羽駅東口	北区北部	赤羽駅西口地区第一種市街地再開発事業、赤羽駅付近連続立体交差化事業の整備に伴い、地区中心にふさわしい活気と魅力ある商業、業務地区に育成するとともに、西口地区と東口地区の一体化を図る。また、土地の合理的な高度利用を進め、合わせて良好な住環境の整備を図る。
北-キ	西ヶ原西部	北区南部	木造老朽家屋の密集等による居住環境の改善と調和のとれた土地利用の促進を図るとともに防災性を向上させる。
北-ク	滝野川西部	北区南部	木造老朽家屋の密集等による居住環境の改善と調和のとれた土地利用の促進を図るとともに防災性を向上させる。
北-サ	赤羽西	北区中央部	木造老朽家屋の密集等による居住環境の改善と調和のとれた土地利用の促進を図るとともに防災性を向上させる。
北-ス	浮間舟渡駅周辺	北区北西部	駅周辺地区にふさわしい街区の形成を図るとともに、合理的な土地の高度利用を図る。
北-セ	東十条駅周辺	北区中央部	駅周辺地区にふさわしい街区の形成を図るとともに、合理的な土地の高度利用を図る。
北-ソ	田端駅周辺	北区南東部	駅周辺地区にふさわしい街区の形成を図るとともに、合理的な土地の高度利用を図る。
北-タ	駒込駅周辺	北区南部	駅周辺地区にふさわしい街区の形成を図るとともに、合理的な土地の高度利用を図る。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
荒ーア	南千住	荒川区南東部	低未利用地等の有効利用を促進するとともに、区の広域拠点を構成する地区にふさわしい魅力ある調和のとれた都市の形成を図る。
荒ーイ	東日暮里六丁目	荒川区南部	商業及び業務機能の充実を図るとともに、住環境に配慮した良好な街並みの形成を図る。
荒ーウ	町屋・隅田川	荒川区北東部	河川沿いの遊休地や老朽化した工場等の土地利用転換に併せ、心安らぐ水辺空間を備えた、工場と共に存する複合市街地の形成を図る。
荒ーエ	荒川	荒川区中央部	建築物の適正な誘導等により住環境と工場の操業環境の調和を図るとともに、建築物の不燃化等による地域の防災性の向上を図る。
荒ーオ	西尾久	荒川区西部	建築物の適正な誘導等により、住環境と工場の操業環境が調和した市街地の形成を図る。
荒ーカ	西尾久三丁目周辺	荒川区北西部	都市計画公園の整備を推進するとともに、建築物の不燃化等による地域の防災性の向上を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
板ーア	板橋駅周辺	板橋区南東部	駅周辺の拠点整備や都市基盤等の整備に併せて、商業環境や生活利便性を向上させる土地利用を誘導し、近接する駅や施設、商店街等を生かして、にぎわいの創出や回遊性の向上を図る。
板ーイ	大山駅周辺	板橋区南東部	道路と鉄道（東武東上線）の立体交差化や、道路など交通施設の整備と関連させながら、商店街の活性化、住環境の整備及び活力と潤いのある市街地環境の形成を図る。
板ーウ	前野町	板橋区中央部	産業環境の改善に併せて、住・工が調和した市街地の形成を図る。
板ーエ	常盤台一・二丁目	板橋区南部	並木道を中心とした緑豊かで良好な景観が維持・保全され、ゆとりがあり、落ち着きと潤いにあふれた良好な住環境の保全を図る。
板ーカ	成増駅周辺	板橋区西部	複数の鉄道路線がある立地を生かし、駅周辺に商業、文化、居住、交通結節機能が集積し、利便性が高く、回遊性が向上した、魅力とにぎわいのある地域の拠点の形成を図る。
板ーク	赤塚	板橋区北西部	文化・歴史・自然等の資源を保全しながら、都市基盤整備の方針を定め、防災性の向上を図るとともに、良好な住環境の整備を推進する。
板ーケ	高島平	板橋区北部	駅周辺の市街地整備と併せて、駅周辺に公共施設や商業施設、都市型住宅施設等を整備し、にぎわいの核となる拠点の形成や、誰もが住み続けられる良好な住環境の整備を推進する。
板ーコ	宮本町	板橋区中央部	産業環境の改善に併せて、住・工が調和した市街地の形成を図る。
板ーサ	上板橋北口地区	板橋区中央部	駅南口周辺のまちづくりの進展に合わせて、南口と一体となった、駅北口の交通利便性の向上や、商業と住宅の調和がとれたまちの形成を図る。
板ーシ	東武練馬駅周辺	板橋区中央部	大規模商業施設を中心として駅周辺ににぎわいが形成され、都市基盤の整備等による安全性の向上や回遊性の向上を図り、安全でにぎわいのある地域を形成する。

番 号	地 区 名	おおむねの位置	整 備 の 方 向
練一カ	練馬駅周辺	練馬区南東部	既存商店街の再生及び都市型住宅の立地誘導を進めることにより、駅前地区とともに複合型の拠点の形成を図る。また、放射35号線の整備に併せ、その連絡道路や街区の整備改善を促進する。
練一シ	上井草駅周辺	練馬区南部	西武新宿線の立体交差化に合わせて、生活拠点としての機能を高めるとともに、緑豊かで、良好な市街地の形成を図る。
練一ス	保谷駅周辺	練馬区西部	公共施設の整備及び改善と宅地の利用増進を図ることにより、良好な市街地の形成と緑豊かな住環境の改善を図る。また、農地や屋敷林のある風景の保全を図る。
練一セ	高松一丁目・向山四丁目	練馬区中央部	地区の主要な骨組みとなる道路を整備し、沿道の適正な土地利用の促進及び良好な住環境の保全を図る。
練一ソ	外環の2沿道周辺 (石神井町・石神井台・東大泉・上石神井)	練馬区西部	外郭環状線の2の整備に合わせて、沿道の適正な土地利用を図るとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
足ーア	綾瀬	足立区南東部	木造密集地区の改善と土地の高度利用を図り、良好な市街地の形成を図る。
足ーウ	五反野駅周辺	足立区南東部	区画道路等の整備を進めるとともに、土地の高度利用による商店街の活性化を図る。
足ーエ	竹ノ塚駅西口	足立区北西部	団地再編や公共施設を整備改善し、既存商店街の育成を図り、住及び商の調和のとれた竹の塚地区として整備する。
足ーキ	北千住駅西口周辺	足立区南部	木造建築物等の不燃化誘導、建て詰まりや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地の確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図りつつ、商業、業務施設、文化、娯楽施設などの機能の集積、立地誘導を図る。
足ーク	綾瀬駅西口	足立区南東部	公共施設の整備改善を進めるとともに、土地の高度利用及び商店街の活性化を図る。
足ーゴ	千住東・柳原周辺	足立区南部	過密住宅地区の住環境の改善と土地の高度利用を図るとともに、公共施設の整備を行う。
足ーツ	西新井西口一帯	足立区南西部	木造建築物等の不燃化誘導、建て詰まりや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図る。
足ート	日ノ出町	足立区東部	木造建築物等の不燃化誘導、建て詰まりや狭小敷地の解消、道路、公園等の空地確保、延焼遮断帯の整備等により、延焼拡大しない市街地の形成を図る。
足ーニ	中川	足立区南東部	道路等生活基盤の整備を進めるとともに、居住環境の向上及び有効な土地利用を図る
足ース	江北六丁目	足立区北西部	公営団地の建替えや公園の再整備に合わせ拠点性を高める施設などを誘導し、駅周辺の一体的まちづくりを目指す。
足ーネ	伊興三・四丁目	足立区北西部	都市計画道路補助 261 号線の整備に伴い、沿道の不燃化や土地の高度利用を促進し、地域特性に合わせた土地利用の誘導を図る。
足ーノ	補助 113・138 号線沿道	足立区南西部	江北地区の東西の通過交通を処理し、防災性を高めるため都市計画道路の事業化及び沿道の整備を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
葛ーア	蔵前橋通り（新小岩周辺）	葛飾区南西部	蔵前橋通り沿道の建築物を不燃化し、良好な街並みと防災性の向上を図る。
葛ーイ	青砥駅周辺	葛飾区中央部	交通広場等公共施設の整備を行い、周辺商店街の活性化を図る。
葛ーウ	高砂駅周辺	葛飾区東部	道路と鉄道の立体交差化に合わせて総合的なまちづくりを推進するため、京成高砂駅周辺の交通利便性や防災性の向上、魅力と活力ある生活拠点の形成を図る。
葛ーエ	お花茶屋駅周辺	葛飾区北西部	建築物の共同化、不燃化を促進するとともに、住環境の改善を進め、良好な生活拠点の形成を図る。
葛ーオ	柴又駅周辺	葛飾区東部	交通広場、歩行者専用道路等公共施設の整備と商業環境の改善を進め、観光地にふさわしい地区景観の保全、修復を図る。
葛ーカ	亀有駅周辺	葛飾区西部	既存の商業集積を生かしながらその近代化を促進しつつ住環境を整備し、駅南口の整備と整合した地区中心の形成を図る。
葛ーキ	金町駅周辺	葛飾区北東部	大規模工場の移転に伴い、土地の高度利用によるオープンスペースの創出と居住機能の確保を図り、商業・業務機能と調和した良好な住環境の整備を図る。また、駅周辺の基盤整備により、既存商店街の活性化と交通機能の円滑化を図る。
葛ーク	新小岩駅周辺	葛飾区南部	既存の商業街を活性化させるとともに都市的娯楽施設や文化施設を整備することにより、地区中心の形成を図る。
葛ーケ	柴又五丁目・新柴又駅周辺	葛飾区東部	地区特性に配慮し、周辺住宅地とも調和した駅周辺の整備を行う。
葛ーコ	曳舟川沿道	葛飾区西部	地区特性に配慮した良好な住環境の整備を進めるとともに、地区沿道の建物を不燃化し、防災性の向上を図る。
葛ーサ	堀切菖蒲園駅周辺	葛飾区西部	建築物の共同化、不燃化を促進し、防災性の向上と住環境の改善を図る。

番号	地区名	おおむねの位置	整備の方向
江戸川一ア	篠崎東部	江戸川区東部	公共施設を整備改善し、既存商店街の育成を図り、住及び商の調和のとれた市街地として整備する。また、河川敷からの見え方に配慮した景観形成を図る。
江戸川一ウ	船堀第三	江戸川区中央部	船堀駅周辺の環境変化に対応するために、既存の工業と新たに見込まれる住居系建物との調和した良好な市街地の形成を図る。
江戸川一オ	鹿骨一丁目	江戸川区中央部	農地の保全を図るとともに、住環境との調和した市街地の形成を図る。
江戸川一カ	椿・春江町三丁目	江戸川区東部	都市基盤整備の充実を図るとともに、住環境改善と有効な土地利用の増進により、良好な市街地の形成を図る。
江戸川一キ	松本・大杉	江戸川区中央部	都市計画道路（補助286号線、補助288号線）の整備に合わせて周辺の住環境の整備を図る。
江戸川一ク	船堀駅南部	江戸川区中央部	船堀駅周辺の環境の変化に対応するために、既存商店街の育成と、住環境の整備を図る。
江戸川一ケ	南小岩地区	江戸川区北部	小岩駅周辺の商業環境の整備とともに、密集住宅市街地の住環境の改善と防災性の向上を図る。
江戸川一コ	松島	江戸川区中央部	公共施設の整備や建築物の不燃化・共同化を促進し、密集市街地の住環境の改善と防災性の向上を図る。
江戸川一サ	平井	江戸川区西部	公共施設の整備や建築物の不燃化・共同化を促進し、密集市街地の住環境の改善と防災性の向上を図る。
江戸川一シ	船堀駅西部	江戸川区中央部	船堀駅至近で水辺空間に面した地区という特性を生かし、縁多い、住宅を主体とした安全な市街地の形成を進める。
江戸川一タ	東小岩四丁目付近	江戸川区北部	都市基盤整備の充実を図り、周辺の住環境を整備する。
江戸川一チ	北葛西一丁目	江戸川区南部	都市基盤整備の充実を図るとともに、住環境改善と有効な土地利用の増進により、良好な市街地の形成を図る。